

議案第 26 号

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」に基づき、盛岡市玉山生活改善センターを廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 第2条の表から盛岡市玉山生活改善センターの項を削る。
- (2) 第4条から盛岡市玉山生活改善センターの休館日に係る部分である第2項を削る。
- (3) 第12条の指定管理者に管理を行わせる生活改善センターから、盛岡市玉山生活改善センターを除くものとする部分を削る。
- (4) 別表から盛岡市玉山生活改善センターの使用料に係る部分を削る。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 その他

(1) 廃止の経緯

玉山生活改善センターは昭和46年に建設され、玉山出張所、玉山地区公民館及び日戸消防屯所が合築された複合施設である。施設の老朽化が進んでいることから当施設を廃止し、玉山生活改善センター、玉山出張所及び玉山地区公民館の機能を、現在の玉山地区公民館（平成21年度竣工）へ移転する。また、日戸消防屯所は平成30年度に新築移転されている。

(2) 解体後の跡地利用

地元自治会長との協議により、更地とし、玉山中学校の生徒の送迎等に係る一時駐車場として利用することとする。

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市生活改善センター条例 昭和49年3月29日条例第18号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市生活改善センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 地域住民の生活改善の促進を図るため、研修、集会その他の活動のための施設として、生活改善センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市川目生活改善センター</td> <td>盛岡市川目第10地割1番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市砂子沢生活改善センター</td> <td>盛岡市砂子沢第10地割7番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市岩洞生活改善センター</td> <td>盛岡市岩洞字外山35番地44</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間) 第3条 生活改善センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第11条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。 (休館日)</p>	名称	位置	盛岡市川目生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地1	盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割7番地1	盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市岩洞字外山35番地44	<p>○盛岡市生活改善センター条例 昭和49年3月29日条例第18号 改正 略 盛岡市生活改善センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 地域住民の生活改善の促進を図るため、研修、集会その他の活動のための施設として、生活改善センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市川目生活改善センター</td> <td>盛岡市川目第10地割1番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市砂子沢生活改善センター</td> <td>盛岡市砂子沢第10地割7番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山生活改善センター</td> <td>盛岡市戸字廣高28番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市岩洞生活改善センター</td> <td>盛岡市岩洞字外山35番地44</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間) 第3条 生活改善センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するセンターにあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第11条において同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。 (休館日)</p>	名称	位置	盛岡市川目生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地1	盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割7番地1	盛岡市玉山生活改善センター	盛岡市戸字廣高28番地2	盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市岩洞字外山35番地44
名称	位置																		
盛岡市川目生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地1																		
盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割7番地1																		
盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市岩洞字外山35番地44																		
名称	位置																		
盛岡市川目生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地1																		
盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割7番地1																		
盛岡市玉山生活改善センター	盛岡市戸字廣高28番地2																		
盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市岩洞字外山35番地44																		

改正後	改正前
<p>第4条 センターは、休館しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休館することができる。</p> <p>第5条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第11条まで 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第12条 センター _____ の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p>第13条から第16条まで 略 (指定管理者の業務)</p> <p>第17条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。 	<p>第4条 センターは、休館しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休館することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、盛岡市玉山生活改善センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 月曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） <p>第5条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第11条まで 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第12条 センター（盛岡市玉山生活改善センターを除く。次条、第16条及び第17条において同じ。）の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p>第13条から第16条まで 略 (指定管理者の業務)</p> <p>第17条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。

改正後		改正前										
(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に休館すること。	(2) 第4条第1項ただし書の規定に基づき、臨時に休館すること。	(3) 第5条第1項の許可を行うこと。	(3) 第5条第1項の許可を行うこと。									
(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。	(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。	(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すこと。	(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。									
(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずること。	(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくはセンターからの退去を命ずること。	(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。	(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。									
(8) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関すること。	(8) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関すること。	2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。	2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。									
3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。	3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならぬ。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。	第18条及び第19条 略	第18条及び第19条 略									
附 則 略	附 則 略	附 則 (令和2年条例第 号)	附 則 (令和2年条例第 号)									
この条例は、令和2年4月1日から施行する。	この条例は、令和2年4月1日から施行する。	別表(第8条関係)	別表(第8条関係)									
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで					
盛岡市川 食生活実習室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
目生活改 衣生活実習室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円

改正後		改正前	
普センタ 室			
一 食生活実習室	400円	500円	600円
二 900円	1,100円	1,500円	900円
盛岡市砂 研修室	300円	400円	500円
子沢生活 談話室	300円	400円	500円
改善セン ター 食生活実習室	400円	500円	600円
盛岡市岩 食生活実習室	300円	400円	500円
酒生活改 研修室	300円	400円	500円
普センタ 食生活実習室	400円	500円	600円
二 室			
普センタ 室			
一 食生活実習室	400円	500円	600円
二 900円	1,100円	1,500円	900円
盛岡市砂 研修室	300円	400円	500円
子沢生活 談話室	300円	400円	500円
改善セン ター 食生活実習室	400円	500円	600円
盛岡市玉 研修室	300円	400円	500円
山生活改 和室	300円	400円	500円
普センタ 食生活実習室	400円	500円	600円
二 室			
普センタ 室			
一 食生活実習室	400円	500円	600円
二 900円	1,100円	1,500円	900円
盛岡市岩 食生活実習室	300円	400円	500円
酒生活改 研修室	300円	400円	500円
普センタ 食生活実習室	400円	500円	600円
二 室			

議案第 27 号

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の改正に伴い、市場の業務の方法及び市場において売買取引を行う者が市場における業務に関し遵守すべき事項について必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売（第三者販売）を行う場合、一定の事由に基づく事前申請・許可が必要だったものを市長への報告義務とする。
- (2) 卸売業者が、市場内の物品以外の物品を卸売する場合、一定の事由に基づく事前申請・許可が必要だったものを市長への報告義務とする。
- (3) 仲卸業者が市場内の卸売業者以外から集荷（直接集荷）する場合、一定の事由に基づく事前申請・許可が必要だったものを市長への報告義務とする。
- (4) 開設者による卸売業者の業務の許可について規定する。
- (5) 買出入人（買受人のうち市場内において取引する者）の登録について規定する。
- (6) 卸売業者による取引条件及び取引結果等の公表について規定する。
- (7) 卸売業者及び仲卸業者による品質管理の規定を削除する（食品衛生法（昭和22年法律第 233 号）に基づくHACCP（危害要因分析重要管理点）の考え方を取り入れた衛生管理となる。）。
- (8) 卸売業者による自己買受の禁止及び買戻の禁止並びに委託料以外の報償の收受の禁止を削除する。

3 施行期日

令和2年6月21日（改正法の施行日）

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正 路 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市中央卸売市場業務規程</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第5条) 第2章 市場関係事業者 第1節 卸売業者 (第6条～第22条) 第2節 仲卸業者 (第23条～第30条) 第3節 充買参加者 (第31条～第33条) 第4節 買出入人 (第34条～第36条) 第5節 關連事業者 (第37条～第42条) 第3章 充買取引及び決済の方法 (第43条～第67条)</p> <p>第4章 市場施設の使用 (第68条～第75条) 第5章 監督 (第76条～第78条) 第6章 市場運営協議会 (第79条～第83条) 第7章 雜則 (第84条～第90条) 附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この業務規程は、盛岡市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第4条第4項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等（法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。）の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p>	<p>○盛岡市中央卸売市場業務規程 昭和46年12月25日条例第51号 改正 路 盛岡市中央卸売市場業務規程</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第5条) 第2章 市場関係事業者 第1節 卸売業者 (第6条～第16条) 第2節 仲卸業者 (第17条～第26条) 第3節 充買参加者 (第27条～第29条) 第4節 關連事業者 (第30条～第35条) 第3章 充買取引及び決済の方法 (第36条～第64条) 第4章 卸売の業務に関する品質管理 (第64条の2) 第5章 市場施設の使用 (第65条～第72条) 第6章 監督 (第73条～第75条) 第7章 市場運営協議会 (第76条～第76条の5) 第8章 雜則 (第77条～第83条) 附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この業務規程は、盛岡市中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第9条第2項に規定する事項及び施設の使用、監督処分等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。</p>

改正後	改正前									
<p>(取扱品目)</p> <p>第2条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該第3条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に定める物品とする。</p> <p>(1) 脊果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品</p> <p>(2) 水産物部 生鮮水産物及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品</p> <p>2 取扱物品でその属すべき部類が明らかでないものについては、市長がその属すべき部を決定する。 (開場の期日)</p> <p>第3条 市場は、日曜日（1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く。）及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から4日まで及び12月31日（以下「休日」と総称する。）を除き毎日開場するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めたときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めたときは、休日以外の日に開場しないことができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購入慣習等を十分考慮してするものとする。 (開場の時間)</p> <p>第4条 開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、これを臨時に変更することができる。</p>	<p>(市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市中央卸売市</td> <td>盛岡市羽場10地割100番地</td> <td>234,865平方メートル</td> </tr> <tr> <td>場</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(取扱品目)</p> <p>第4条 市場は、日曜日（1月5日及び12月27日から30日までの日曜日を除く。）及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日から4日まで及び12月31日（以下「休日」と総称する。）を除き毎日開場するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めたときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めたときは、休日以外の日に開場しないことができる。</p> <p>3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣、購入慣習等を十分考慮してするものとする。 (開場の時間)</p> <p>第5条 開場の時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、これを臨時に変更することができる。</p>	名称	位置	面積	盛岡市中央卸売市	盛岡市羽場10地割100番地	234,865平方メートル	場		
名称	位置	面積								
盛岡市中央卸売市	盛岡市羽場10地割100番地	234,865平方メートル								
場										

改正後	改正前
<p>2 卸売業者（第6条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。（差別的取扱いの禁止）</p> <p>第5条 市は、市場の業務の管理運営に關し、取引関係者（出荷者及び卸売業者、仲卸業者（第23条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）その他他の市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>第2章 市場関係事業者</p> <p>第1節 卸売業者</p> <p>（卸売の業務の許可）</p> <p>第6条 卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買付けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可は、第2条の取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）名称及び住所</p> <p>（2）資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>（3）許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>（1）申請者が法人でないとき。</p> <p>（2）申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p>	<p>2 卸売業者（法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。</p> <p>（2） 第2章 市場関係事業者</p> <p>（1） 第1節 卸売業者</p> <p>（2） （卸売業者の数の最高限度）</p> <p>（3） 第6条 卸売業者の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 農果部 2</p> <p>（2） 水産物部 2</p>

改正後	改正前
<p>（3）申請者が第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>（4）申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>ア 破産者で復権を得ない者</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの</p> <p>ウ 第23条第1項の許可の取消しを受けた者（その处分を受ける原因となった事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を説明したものと除く。）又は第1項若しくは同条第1項の許可の取消しを受けた法人のその处分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を説明したものと除く。）で、その处分の日から起算して3年を経過しないもの（同条第4項第3号において「被処分者」という。）であるもの</p> <p>（5）申請者が卸売の業務を適確に遂行することができる知識及び経験又は資力信頼を有しない者であるとき。</p> <p>（6）申請者に使用することができる市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）がないとき。</p> <p>（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）</p> <p>第7条 卸売業者が事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。</p> <p>2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。</p>	

改正後	改正前
<u>3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。</u>	
<u>4 前条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について適用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第7条第1項又は第2項の認可の申請」と読み替えるものとする。</u> <u>(名称変更等の届出)</u>	
<u>第8条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</u> <u>(1) 卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。</u> <u>(2) 名称又は住所を変更したとき。</u> <u>(3) 卸売の業務を廃止したとき。</u> <u>(4) 定款、資本金若しくは出資の額又はその役目を変更したとき。</u> <u>(5) 卸売業者若しくは業務を執行する役員が犯罪容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者となったとき又はこれらについての判決を受けたとき。</u> <u>(6) 業務を執行する役員が破産手続開始の決定を受けたとき。</u>	
<u>2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</u> <u>(保証金の預託)</u>	<u>(保証金の預託)</u>
<u>第9条 卸売業者は、第6条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。</u>	<u>第7条 卸売業者は、農林水産大臣から卸売の業務の許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託しなければならない。</u>
<u>2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ卸売の業務を開始してはならない。</u> <u>(保証金の額)</u>	<u>2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ卸売の業務を開始してはならない。</u> <u>(保証金の額)</u>
<u>第10条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に定める金額の範囲内で規則で定める。</u> <u>(1) 育果部 400万円以上1,600万円以下</u> <u>(2) 水産物部 400万円以上1,600万円以下</u>	<u>第8条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げる金額の範囲内で規則で定める。</u> <u>(1) 育果部 400万円以上1,600万円以下</u> <u>(2) 水産物部 400万円以上1,600万円以下</u>
<u>2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。</u> <u>(1) 国債証券</u>	<u>2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。</u> <u>(1) 国債証券</u>

改正後	改正前
<u>(2) 地方債証券</u> <u>(3) 日本銀行が発行する出資証券</u> <u>(4) 特別の法律により法人が発行する債券</u>	<u>(2) 地方債証券</u> <u>(3) 日本銀行が発行する出資証券</u> <u>(4) 特別の法律により法人が発行する債券</u>
<u>3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額以下において規則で定める額とする。</u> <u>(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券 その額面金額に相当する額</u> <u>(2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（前号に掲げる債券を除く。） その額面金額の100分の90に相当する額</u>	<u>3 前項の有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める額以下において規則で定める額とする。</u> <u>(1) 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券 その額面金額に相当する額</u> <u>(2) 前項第3号及び第4号に掲げる有価証券（前号に掲げる債券を除く。） その額面金額の100分の90に相当する額</u>
<u>(保証金の追加預託)</u>	<u>(保証金の追加預託)</u>
<u>第11条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加預託しなければならない。</u>	<u>第9条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があつたとき、国税滞納処分又はその例による差押があつたとき、預託すべき保証金の額が増額されたとき、その他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加預託しなければならない。</u>
<u>2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。</u>	<u>2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、指定期間経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行なうことができない。</u>
<u>3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の追加預託について準用する。</u> <u>(保証金の充当)</u>	<u>3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の追加預託について準用する。</u> <u>(保証金の充当)</u>
<u>第12条 市長は、卸売業者が使用料_____その他市場に関する市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して保証金をこれに充てることができる。</u>	<u>第10条 市長は、卸売業者が使用料、保管料その他市場に関する市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して保証金をこれに充てることができる。</u>
<u>2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に關し、当該卸売業者が預託した第9条第1項の保証金について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有するものとする。</u> <u>(保証金の返還)</u>	<u>卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に關し、当該卸売業者が預託した第7条第1項の保証金について、他の債権者に先だって弁済を受ける権利を有するものとする。</u> <u>(保証金の返還)</u>
<u>第13条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。</u>	<u>第11条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければ、これを返還しない。</u>

改正後	改正前
<p><u>(卸売の業務の許可の取消し)</u></p> <p>第14条 市長は、卸売業者が第6条第4項第2号又は第4号のいずれかに該当することとなったとき又はその業務を適確に遂行することができる資力・信用を有しなくなったと認めたときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第9条第1項の保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに第6条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないに引き続き1月以上その業務を休止したとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないにその業務を遂行しないとき。</p> <p>3 前項の規定による許可の取消しに係る聽聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p><u>(事業報告書の提出)</u></p> <p>第15条 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度終了後90日以内に、これを市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(事業報告書の写しの備付け及び閲覧)</u></p> <p>第16条 卸売業者は、前条の規定による提出を行ったときは、速やかに、同条の事業報告書（貸借対照表及び損益計算書の部分に限る。）の写しを作成し、規則で定める期間、主たる事務所に備えて置かなければならぬ。</p> <p>2 卸売業者は、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる場合を除き、当該申出をした者に閲覧させなければならない。</p> <p>(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から申出がなされた場合</p> <p>(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的により申出がなされたと認められる場合</p> <p>(3) 同一の者から短期間に繰り返し申出がなされた場合</p> <p>3 卸売業者は、前項の規定により閲覧させる場合には、インターネットの</p>	

改正後	改正前
<p><u>利用、主たる事務所における備置きその他市長が適当と認めた方法により閲覧させるものとする。</u></p> <p><u>(帳簿の区分整理)</u></p> <p>第17条 卸売業者は、市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を股けて経理しなければならない。</p> <p><u>(せり人の登録)</u></p> <p>第18条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 登録を受けようとするせり人の氏名、生年月日及び住所</p> <p>(3) 登録を受けようとするせり人がせりを行う取扱品目の部類</p> <p>3 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 登録を受けようとするせり人の履歴書</p> <p>(2) 登録を受けようとするせり人の戸籍抄本又はこれに代わる書面</p> <p>(3) その他規則で定める書類</p> <p>4 第1項の登録の申請があつたときは、市長は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に登録証を交付するものとする。</p> <p>(1) せり人の氏名及び住所</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 登録番号</p> <p>5 市長は、第1項の登録の申請があつた場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき</p> <p><u>(せり人の登録)</u></p> <p>第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 登録を受けようとするせり人の氏名、生年月日及び住所</p> <p>(3) 登録を受けようとするせり人がせりを行う取扱品目の部類</p> <p>3 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 登録を受けようとするせり人の履歴書</p> <p>(2) 登録を受けようとするせり人の戸籍抄本又はこれに代わる書面</p> <p>(3) その他規則で定める書類</p> <p>4 第1項の登録の申請があつたときは、市長は、次項の規定により登録を拒否する場合を除き、登録申請書を受理した日から起算して30日以内にせり人登録簿に次に掲げる事項を登載し、速やかに、その旨を登録申請者に通知するとともに、登録を受けたせり人に登録証を交付するものとする。</p> <p>(1) せり人の氏名及び住所</p> <p>(2) 登録年月日</p> <p>(3) 登録番号</p> <p>5 市長は、第1項の登録の申請があつた場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき</p>	

改正後	改正前
<p>は、同項の登録をしてはならない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) <u>第20条又は第78条第5項の規定に基づき登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</u></p> <p>(4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>(5) セリを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。</p>	<p>は、同項の登録をしてはならない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) <u>禁錮(二)</u>以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) <u>第14条又は第75条第5項の規定に基づき登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</u></p> <p>(4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>(5) セリを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者であるとき。</p>
<p>6 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。</p>	<p>6 市長は、前項第5号の経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。</p>
<p>7 第1項に規定する登録の有効期間は、当該登録の日から起算して5年とする。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、当該登録の日から起算して3年とする。</p> <p>(1) 初めて登録を受ける者</p> <p>(2) <u>第20条又は第78条第5項の規定に基づき登録の取消しを受けた者で当該登録の取消し後の最初の登録を受けるもの</u></p> <p>(3) <u>第78条第5項の規定に基づき業務の停止を命ぜられた者で当該業務の停止後の最初の登録を受けるもの</u></p> <p>(セリ人の登録の更新)</p>	<p>7 第1項に規定する登録の有効期間は、当該登録の日から起算して5年とする。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、当該登録の日から起算して3年とする。</p> <p>(1) 初めて登録を受ける者</p> <p>(2) <u>第14条又は第75条第5項の規定に基づき登録の取消しを受けた者で当該登録の取消し後の最初の登録を受けるもの</u></p> <p>(3) <u>第75条第5項の規定に基づき業務の停止を命ぜられた者で当該業務の停止後の最初の登録を受けるもの</u></p> <p>(セリ人の登録の更新)</p>
<p><u>第19条 卸売業者は、前条第1項の登録を受けたセリ人にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のセリを行わせようとする場合は、当該セリ人の登録の更新を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該セリ人の登録の有効期間の満了の日前40日から当該有効期間満了の日前30日までの間に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p>	<p><u>第13条 卸売業者は、前条第1項の登録を受けたセリ人にその有効期間満了の日後も引き続き市場における卸売のセリを行わせようとする場合は、当該セリ人の登録の更新を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の登録の更新を受けようとする卸売業者は、当該セリ人の登録の有効期間の満了の日前40日から当該有効期間満了の日前30日までの間に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p>

改正後	改正前
<p>(2) 登録の更新を受けようとするセリ人の氏名及び住所並びに登録年月日</p> <p>(3) 登録番号</p>	<p>(2) 登録の更新を受けようとするセリ人の氏名及び住所並びに登録年月日</p> <p>(3) 登録番号</p>
<p>3 前条第5項(第3号を除く。)及び第6項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。</p> <p>(セリ人の登録の取消し)</p>	<p>3 前条第5項(第3号を除く。)及び第6項の規定は、第1項の登録の更新について準用する。</p> <p>(セリ人の登録の取消し)</p>
<p><u>第20条 市長は、セリ人が第18条第5項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき又はセリを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めたときは、その登録を取り消すものとする。</u></p> <p>(セリ人の登録の消除)</p>	<p><u>第14条 市長は、セリ人が第12条第5項第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき又はセリを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めたときは、その登録を取り消すものとする。</u></p> <p>(セリ人の登録の消除)</p>
<p><u>第21条 市長は、セリ人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を消除するものとする。</u></p> <p>(1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。</p> <p>(2) 卸売業者が当該セリ人に係る登録の消除を申請したとき。</p> <p>(3) 卸売業者が当該セリ人に係る登録の更新を受けなかったとき。</p> <p>(4) <u>第78条第5項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。</u></p> <p>(登録証の携帯)</p>	<p><u>第15条 市長は、セリ人が次の各号の一に該当するときは、その登録を消除するものとする。</u></p> <p>(1) 前条の規定による登録の取消しを受けたとき。</p> <p>(2) 卸売業者が当該セリ人に係る登録の消除を申請したとき。</p> <p>(3) 卸売業者が当該セリ人に係る登録の更新を受けなかったとき。</p> <p>(4) <u>第75条第5項の規定により登録の取消しの処分を受けたとき。</u></p> <p>(登録証の携帯)</p>
<p><u>第22条 セリ人は、セリ充のセリに従事するときは、登録証を携帯するとともに、規則で定めるセリ人章を着用しなければならない。</u></p> <p>2 セリ人は、登録の取消しその他の理由によりセリ人でなくなったときは、速やかに登録証及びセリ人章を市長に返還しなければならない。</p> <p>第2節 仲卸業者</p>	<p><u>第16条 セリ人は、セリ充のセリに従事するときは、登録証を携帯するとともに、規則で定めるセリ人章を着用しなければならない。</u></p> <p>2 セリ人は、登録の取消しその他の理由によりセリ人でなくなったときは、速やかに登録証及びセリ人章を市長に返還しなければならない。</p> <p>第2節 仲卸業者</p> <p>(仲卸業者の数の最高限度)</p>
	<p><u>第17条 仲卸業者(次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けして又は西製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 青果部 20</p> <p>(2) 水産物部 10</p>

改正後	改正前
(仲卸しの業務の許可)	(仲卸しの業務の許可)
第23条 仲卸しの業務 (市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する業務をいう。以下同じ。) を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。	第18条 仲卸しの業務 _____を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
2 前項の許可は、 <u>第2条の取扱品目の部類ごと</u> に行う。	2 前項の許可は、 <u>前条</u> の取扱品目の部類ごとに行う。
3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。	3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。
(1) 氏名又は名称及び住所	(1) 氏名又は名称及び住所
(2) 商号	(2) 商号
(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名	(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名
(4) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類	(4) 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする取扱品目の部類
4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。	4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。
(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。	(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。
(2) 申請者が <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。	(2) 申請者が <u>禁錮(二)</u> 以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
(3) 申請者が <u>被処分者</u> であるとき。	(3) 申請者が市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。
(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。	(4) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
(5) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで_____のいずれかに該当する者があるものであるとき。	(5) 申請者が法人であって、その業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで及ぶ前号のいずれかに該当する者があるものであるとき。
(6) 申請者に使用させることができる市場施設がない	(7) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。 (仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)
第24条 仲卸業者が事業 (_____仲卸しの業務に係るものに限る。)	第19条 仲卸業者が事業 (市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)

改正後	改正前
の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。	の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。
2 仲卸業者たる法人の合併 (仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。) 又は分割の場合 (_____仲卸しの業務を承継させる場合に限る。) において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。	2 仲卸業者たる法人の合併 (仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く。) 又は分割の場合 (市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。) において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。
3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。	3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。
4 前条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「 <u>第24条第1項又は第2項の認可の申請</u> 」と読み替えるものとする。 (仲卸しの業務の相続)	4 前条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「 <u>第19条第1項又は第2項の認可の申請</u> 」と読み替えるものとする。 (仲卸しの業務の相続)
第25条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の_____仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なっていた_____仲卸しの業務を引き継ぎ営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。	第20条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なっていた市場における仲卸しの業務を引き継ぎ営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。
2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。	2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。
3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対しても <u>第23条第1項の許可</u> は、その相続人に対してもしたものとみなす。	3 相続人が第1項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可があつた旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対しても <u>第18条第1項の許可</u> は、その相続人に対してもしたものとみなす。
4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。	4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。
5 <u>第23条第4項の規定</u> は、第1項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「 <u>第25条第1項の認可の申請</u> 」と読み替えるものとする。	5 <u>第18条第4項の規定</u> は、第1項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「 <u>第20条第1項の認可の申請</u> 」と読み替えるものとする。

改正後	改正前
<p>6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>(名称変更等の届出)</p> <p>第26条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。 (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。 (3) 商号を変更したとき。 (4) 仲卸しの業務を廃止したとき。 (5) 法人である仲卸業者が定款、資本金若しくは出資の額又はその役員を変更したとき。 (6) 仲卸業者若しくは業務を執行する役員が犯罪容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき又はこれらについての判決を受けたとき。 (7) 前号に規定する者が破産手続開始の決定を受けたとき。 <p>2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(保証金の預託)</p> <p>第27条 仲卸業者は、<u>第23条第1項</u>の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。</p> <p>(保証金の額)</p> <p>第28条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者から徴収する月額の別表第3第2号の施設使用料の額(次項及び<u>第39条第3項</u>において「施設使用料月額」という。)の3倍に相当する額の範囲内において規則で定める。</p> <p>2 <u>第66条第1項</u>の規定による支払猶予の特約があるので、市長が適当と認めたものについては、前項の保証金は、施設使用料月額に相当する額を下らない額に減額することができる。</p>	<p>6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。</p> <p>第21条 刪除</p> <p>(名称変更等の届出)</p> <p>第22条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。 (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。 (3) 商号を変更したとき。 (4) 仲卸しの業務を廃止したとき。 (5) 法人である仲卸業者が定款、資本金若しくは出資の額又はその役員を変更したとき。 (6) 仲卸業者若しくは業務を執行する役員が犯罪容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき又はこれらについての判決を受けたとき。 (7) 前号に規定する者が破産手続開始の決定を受けたとき。 <p>2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(保証金の預託)</p> <p>第23条 仲卸業者は、<u>第18条第1項</u>の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。</p> <p>(保証金の額)</p> <p>第24条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者から徴収する月額の別表第4第2号の施設使用料の額(次項及び<u>第32条第3項</u>において「施設使用料月額」という。)の3倍に相当する額の範囲内において規則で定める。</p> <p>2 <u>第62条第1項</u>の規定による支払猶予の特約があるので、市長が適当と認めたものについては、前項の保証金は、施設使用料月額に相当する額を下らない額に減額することができる。</p>
<p>3 第11条(第3項を除く。)から第13条までの規定は、前2項の保証金について準用する。</p> <p>(仲卸しの業務の許可の取消し)</p> <p>第29条 市長は、仲卸業者が第23条第4項第1号、第2号<u>若しくは第5号</u>のいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めたときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正当な理由がないのに<u>第23条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に<u>第27条第1項</u>の保証金を預託しないとき。 (2) 正当な理由がないのに<u>第23条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。 (3) 正当な理由がないのに引き継ぎ1月以上その業務を休止したとき。 (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。 <p>3 第14条第3項の規定は、前項の規定による許可の取消しについて準用する。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第30条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に<u>定める日現在</u>において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人である仲卸業者 每事業年度の末日 (2) 個人である仲卸業者 每年12月31日 <p>第3節 充買参加者</p> <p>(充買参加者の承認)</p> <p>第31条 市場において卸売業者からせり充又は入札の方法による卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、达</p>	<p>3 第9条(第3項を除く。)から第11条までの規定は、前2項の保証金について準用する。</p> <p>(仲卸しの業務の許可の取消し)</p> <p>第25条 市長は、仲卸業者が第18条第4項第1号、第2号、<u>第5号若しくは第6号</u>のいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正当な理由がないのに<u>第18条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に<u>第23条第1項</u>の保証金を預託しないとき。 (2) 正当な理由がないのに<u>第18条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。 (3) 正当な理由がないのに引き継ぎ1月以上その業務を休止したとき。 (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。 <p>3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第26条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に<u>掲げる日現在</u>において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人である仲卸業者 每事業年度の末日 (2) 個人である仲卸業者 每年12月31日 <p>第3節 充買参加者</p> <p>(充買参加者の承認)</p> <p>第27条 市場において卸売業者から<u>卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)</u>は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行なう。</p> <p>3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の</p>

改正後	改正前
<p>3 第11条(第3項を除く。)から第13条までの規定は、前2項の保証金について準用する。</p> <p>(仲卸しの業務の許可の取消し)</p> <p>第29条 市長は、仲卸業者が第23条第4項第1号、第2号<u>若しくは第5号</u>のいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めたときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正当な理由がないのに<u>第23条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に<u>第27条第1項</u>の保証金を預託しないとき。 (2) 正当な理由がないのに<u>第23条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。 (3) 正当な理由がないのに引き継ぎ1月以上その業務を休止したとき。 (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。 <p>3 第14条第3項の規定は、前項の規定による許可の取消しについて準用する。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第30条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に<u>定める日現在</u>において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人である仲卸業者 每事業年度の末日 (2) 個人である仲卸業者 每年12月31日 <p>第3節 充買参加者</p> <p>(充買参加者の承認)</p> <p>第31条 市場において卸売業者からせり充又は入札の方法による卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、达</p>	<p>3 第9条(第3項を除く。)から第11条までの規定は、前2項の保証金について準用する。</p> <p>(仲卸しの業務の許可の取消し)</p> <p>第25条 市長は、仲卸業者が第18条第4項第1号、第2号、<u>第5号若しくは第6号</u>のいずれかに該当することとなつたとき又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正当な理由がないのに<u>第18条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に<u>第23条第1項</u>の保証金を預託しないとき。 (2) 正当な理由がないのに<u>第18条第1項</u>の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。 (3) 正当な理由がないのに引き継ぎ1月以上その業務を休止したとき。 (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。 <p>3 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p> <p>(事業報告書の提出)</p> <p>第26条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に<u>掲げる日現在</u>において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法人である仲卸業者 每事業年度の末日 (2) 個人である仲卸業者 每年12月31日 <p>第3節 充買参加者</p> <p>(充買参加者の承認)</p> <p>第27条 市場において卸売業者から<u>卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)</u>は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行なう。</p> <p>3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の</p>

改正後	改正前
<p>に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称、住所及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>(4) <u>せり充又は入札の方法による卸売を受けようとする取扱品目の部類</u></p> <p>4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の業務を執行する役員）が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 申請者がせり充又は入札の方法による卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者が市場外に主たる事務所を有していない者</p>	<p>各号に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>(4) <u>卸売を受けようとする取扱品目の部類</u></p> <p>4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者 _____ が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 申請者が _____ 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者が当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(4) 申請者が第29条又は第75条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。 (名称変更等の届出)</p>
<p><u>第32条</u> 前条第1項の承認を受けた者（以下「充買参加者」という。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名若しくは名称、住所又は主たる事務所の所在地を変更したとき。</p> <p>(2) 商号を変更したとき。</p> <p>(3) 卸売業者からせり充又は入札の方法による卸売を受けることを廃止したとき。</p> <p>2 充買参加者が死亡又は解散したときは、当該充買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 (充買参加者の承認の取消し)</p> <p><u>第33条</u> 市長は、充買参加者が第31条第4項第1号若しくは第3号に該当することとなつたとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなく</p>	<p><u>第28条</u> 前条第1項の承認を受けた者（以下「充買参加者」という。以下同じ。）は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名若しくは名称又は住所 _____ を変更したとき。</p> <p>(2) 商号を変更したとき。</p> <p>(3) 卸売業者から _____ 卸売を受けることを廃止したとき。</p> <p>2 充買参加者が死亡又は解散したときは、当該充買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 (充買参加者の承認の取消し)</p> <p><u>第29条</u> 市長は、充買参加者が第27条第4項第1号又は第3号に該当することとなつたとき又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなく</p>

改正後	改正前
<p>なつたと認めたときは、その承認を取り消すものとする。</p> <p><u>第4節 買出入人</u> <u>（買出入人の登録）</u></p> <p><u>第34条</u> 市場において次の各号のいずれかの行為をしようとする生鮮食料品等に係る事業を行う者（仲卸業者及び充買参加者を除く。）は、市長の登録を受けなければならぬ。</p> <p>(1) 卸売業者から相対取引による卸売を受けること。</p> <p>(2) 仲卸業者から販売を受けること。</p> <p>2 前項の登録は、取扱品目の部別ごとに行う。</p> <p>3 第1項の登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称、住所及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 商号</p> <p><u>（名称変更等の届出）</u></p> <p><u>第35条</u> 前条第1項の登録を受けた者（以下「買出入人」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名若しくは名称、住所又は主たる事務所の所在地を変更したとき。</p> <p>(2) 商号を変更したとき。</p> <p>(3) 卸売業者から相対取引による卸売を受けることを廃止したとき。</p> <p>(4) 仲卸業者から販売を受けることを廃止したとき。</p> <p>2 買出入人が死亡又は解散したときは、当該買出入人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 (買出入人の登録の消除)</p> <p><u>第36条</u> 市長は、買出入人が第34条第1項各号に掲げる行為のいずれも廢止したとき又は前条第2項の届出があったときは、その登録を消除するものとする。</p> <p><u>第5節 関連事業者</u> <u>（関連事業者の設置）</u></p> <p><u>第37条</u> 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要がある</p>	<p>なつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p>

改正後	改正前
<p>ると認めたときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、充買参加者、買出入人。</p> <p>その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。</p> <p>(1) 第2条に定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行なう者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行なう者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>(2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>2 前項の許可を受けて市場内で営業しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 商号 (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名 (4) 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容 (許可の基準)</p>	<p>ると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、充買参加者、買出入人（市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。）。</p> <p>その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。</p> <p>(1) 第3条に定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行なう者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行なう者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>(2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>2 前項の許可を受けて市場内で営業しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 商号 (3) 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額及び役員の氏名 (4) 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容 (許可の基準)</p>
<p>第38条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 罰金（二）以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 第40条又は第78条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。 (4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が業務を適確に遂</p>	<p>第31条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可を申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 罰金（二）以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3) 第33条又は第75条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。 (4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が業務を適確に遂</p>

改正後	改正前
<p>行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと認めたときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>（保証金）</p> <p>第39条 第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、第37条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。</p> <p>3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、当該関連事業者から徴収する施設使用料月額の額の3倍に相当する額の範囲内において規則で定める。ただし、市長が適当と認めたものについては、その額を該額し、又は免除することができる。</p> <p>4 第11条（第3項を除く。）から第13条までの規定は、第1項の保証金について準用する。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第40条 市長は、第1種関連事業の許可を受けた者が、第38条第1項第1号又は第2号に該当することとなつたとき又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めたときは、第37条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなつたと認めたときは、第37条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>3 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第37条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに第37条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。 (2) 正当な理由がないのに第37条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。 (3) 正当な理由がないのに引き続い1月以上その業務を休止したとき。 (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</p>	<p>行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>（保証金）</p> <p>第32条 第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）は、第30条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければその業務を開始してはならない。</p> <p>3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、当該関連事業者から徴収する施設使用料月額の額の3倍に相当する額の範囲内において規則で定める。ただし、市長が適当と認めるものについては、その額を該額し、又は免除することができる。</p> <p>4 第9条（第3項を除く。）から第11条までの規定は、第1項の保証金について準用する。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第33条 市長は、第1種関連事業の許可を受けた者が、第31条第1項第1号又は第2号に該当することとなつたとき又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第30条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第30条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>3 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第30条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに第30条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。 (2) 正当な理由がないのに第30条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。 (3) 正当な理由がないのに引き続い1月以上その業務を休止したとき。 (4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</p>

改正後	改正前
4 第14条第3項の規定は、前項の規定による許可の取消しについて準用する。 (関連事業の規制等) 第41条 市長は、第1種関連事業及び第2種関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めたときは、関連事業者に対し、その業務について必要な指示等をすることができる。 (名称変更等の届出)	4 第25条第3項の規定は、前項の____許可の取消しについて準用する。 (関連事業の規制等) 第41条 市長は、第1種関連事業及び第2種関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務について必要な指示等をすることができる。 (名称変更等の届出)
第42条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 (1) 関連事業者の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。 (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。 (3) 商号を変更したとき。 (4) 関連事業者の業務を廃止したとき。 (5) 法人である関連事業者が定款、資本金若しくは出資の額又はその役員を変更したとき。 (6) 関連事業者若しくは業務を執行する役員が犯卵容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき又はこれらについての判決を受けたとき。 (7) 前号に規定する者が破産手続開始の決定を受けたとき。	第42条 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 (1) 関連事業者の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。 (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。 (3) 商号を変更したとき。 (4) 関連事業者の業務を廃止したとき。 (5) 法人である関連事業者が定款、資本金若しくは出資の額又はその役員を変更したとき。 (6) 関連事業者若しくは業務を執行する役員が犯卵容疑のため起訴されたとき、その役職若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき又はこれらについての判決を受けたとき。 (7) 前号に規定する者が破産手続開始の決定を受けたとき。
2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 第3章 完買取引及び決済の方法 (完買取引の原則)	2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 第3章 完買取引及び決済の方法 (完買取引の原則)
第43条 市場における完買取引は、公正かつ効率的でなければならない。 (完買取引の方法) 第44条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める完買取引の方法によらなければならない。 (1) 別表第1に掲げる物品 セリ充又は入札の方法	第43条 市場における完買取引は、公正かつ効率的でなければならない。 (完買取引の方法) 第44条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる完買取引の方法によらなければならぬ。 (1) 別表第1に掲げる物品 セリ充又は入札の方法 (2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合

改正後	改正前
<u>(2) 別表第2に掲げる物品 セリ充若しくは入札の方法又は相対取引</u>	合に相当する部分についてはセリ充又は入札の方法、それ以外の部分についてはセリ充若しくは入札の方法又は相対取引
2 卸売業者は、前項第1号_____に掲げる物品_____については、次に掲げる場合であって_____セリ充又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適当である_____ときは、相対取引_____によることができる。 (1) 災害が発生した場合 (2) 入荷が遅延した場合 (3) 卸売の相手方が少数である場合 (4) セリ充又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合 (5) 卸売業者と仲卸業者又は完買参加者その他の買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合 (6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合	(3) 別表第3に掲げる物品 セリ充若しくは入札の方法又は相対取引 2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品（同項第2号に掲げる物品にあっては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）については、次に掲げる場合であって市長がセリ充又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適当であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引の方法によることができる。 (1) 災害が発生した場合 (2) 入荷が遅延した場合 (3) 卸売の相手方が少数である場合 (4) セリ充又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合 (5) 卸売業者と仲卸業者又は完買参加者_____との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合 (6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合 (7) 第42条第1項ただし書の規定によりその市場における仲卸業者及び完買参加者以外の者に対して卸売をする場合
3 卸売業者は、前項の規定により相対取引による卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。	3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、セリ充又は入札の方法によらなければならない。 (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合 (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
4 卸売業者は、第1項第2号_____に掲げる物品については、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、セリ充又は入札の方法によらなければならない。 (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合 (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合	4 市長は、第1項第2号の規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第2条の規定により市長が指名する利害關係者（以下「指名利害關係者」という。）又は盛岡市中央卸売市場運営協議会（以下この章において「協議会」という。）

改正後	改正前
<p>5 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。</p> <p>(売買取引の方法の公示)</p> <p>第45条 市長は、前条に規定する卸売業者の売買取引の方法について、生鮮食料品等の品目ごとに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(売買取引の条件の公示)</p> <p>第46条 卸売業者は、次に掲げる事項を定めたときは、速やかに、その旨を市長に届け出るとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 営業日及び営業時間</p> <p>(2) 取扱品目</p> <p>(3) 生鮮食料品等の引渡しの方法</p> <p>(4) 委託手数料（卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けの委託者から收受する手数料をいう。以下同じ。）その他の生鮮食料品等の卸売に際し出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人が負担する費用（第58条第3項第1号において「委託手数料等」という。）の種類、内容及び額</p> <p>(5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法</p> <p>(6) 売買取引に際して出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人に交付する奨励金その他の生鮮食料品等の卸売に係る販売代金以外の金銭（第58条第3項第2号において「奨励金等」という。）がある場合にあっては、その種類、内容及び額並びにその交付の基準</p> <p>(相対取引の承認申請)</p> <p>第38条 前条第2項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>の意見を聴くとともに、その数値を市場内の掲示板に掲示するものとする。</p> <p>5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(売買取引の単位)</p> <p>第47条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、市長は、重量以外の単位を承認することができる。</p> <p>(差別的取扱いの禁止等)</p> <p>第48条 卸売業者は、市場における卸売の業務に關し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p>	<p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 相対取引により卸売をしようとする物品の品目、産地及び数量</p> <p>(3) セリ売又は入札の方法によることが著しく不適当である理由</p> <p>(売買取引の単位)</p> <p>第39条 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、市長は、重量以外の単位を承認することができる。</p> <p>(卸売業者の業務の規制)</p> <p>第40条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の名称</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>(3) 業務を営む理由</p> <p>(4) 業務開始の予定年月日</p> <p>(5) 事業計画</p> <p>2 市長は、前項の届出があったときは、指名利害関係者又は協議会に報告しなければならない。</p> <p>3 指名利害関係者又は協議会は、第1項の届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、協議会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の届出に係る販売が卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めたときは、卸売業者に当該業務の中止その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。</p> <p>(差別的取扱いの禁止等)</p> <p>第41条 卸売業者は、市場における卸売の業務に關し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第50条第1項の受託契約的款によらない場合又は次に掲げる場合を除き、その引受けを拒んではならない。</p> <p>(1) 当該物品が衛生上有害なものである場合</p> <p>(2) 当該物品の品質が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった物品の品質と同程度であると市長が認めた場合</p> <p>(3) 当該物品が、卸売業者が卸売の業務のために使用する市場施設の受入能力を超えるものである場合</p> <p>(4) 当該物品に關し、法令に違反し、著しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合</p> <p>(5) 当該物品の販売の委託の申込みが第46条の規定により卸売業者が公表した充貿取引の条件に基づかない場合</p> <p>(6) 当該物品の販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合</p> <p>(7) 当該物品の販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合</p> <p>ア <u>盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員</u></p> <p>イ <u>アに掲げる者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者</u></p> <p>ウ <u>アに掲げる者がその事業活動を支配する者</u></p> <p><u>（卸売の相手方の制限）</u></p> <p>第49条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び充貿参加者以外の者に対してせりえり又は入札の方法による卸売をしてはならない。</p>	<p>2 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが第47条第1項の規定により承認を受けた受託契約的款によらないことその他正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p>
	<p><u>（卸売の相手方の制限）</u></p> <p>第42条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び充貿参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のい</p>

改正後	改正前
	<p>すれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であつて、市長が市場の仲卸業者及び充貿参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したとき。</p> <p>ア 入荷量が著しく多い又は出荷された物品が仲卸業者及び充貿参加者にとつて品目若しくは品質が特殊であるために残品を生ずるおそれがある場合</p> <p>イ 仲卸業者及び充貿参加者に対して卸売をした後、残品を生じた場合</p> <p>ウ 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事務等からみて卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合</p> <p>(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した協定の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</p> <p>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、指名利害関係者又は協議会の意見を聴いた上で、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>(3) 卸売業者が、農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農業組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は創出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするもの</p>

改正後	改正前
	<p><u>を含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</u></p> <p><u>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間（1月以上1年末満のものに限る。）が定められていること。</u></p> <p><u>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</u></p> <p><u>(4) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。</u></p> <p><u>ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1年末満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</u></p> <p><u>イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</u></p> <p>2 前項第1号の許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしようとする物品の品目、产地、数量及び出荷者並びに卸売の相手方</p> <p>(3) 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしなければならない理由</p> <p>3 第1項第2号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で</p>

改正後	改正前
	<p>定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に他の卸売市場において卸売の業務を行う者と締結した卸売の業務の連携に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 連携に関する契約の相手方の卸売市場名及び卸売業者の名称</p> <p>(3) 他の卸売市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称</p> <p>(4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(5) 当該卸売による卸売の数量の上限</p> <p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 入荷量が著しく減少した場合の措置</p> <p>(8) 当該卸売をしなければならない理由</p> <p>4 第1項第3号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(4) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(5) 当該卸売による卸売の数量の上限</p> <p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 国内産農林水産物を利用した新商品の内容</p> <p>(8) 当該卸売をしなければならない理由</p> <p>5 第1項第4号イの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p>

改正後	改正前
	<p>(1) 申請者の名称 (2) 卸売の相手となる者の氏名又は名称及び住所 (3) 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目 (4) 当該卸売による卸売の数量の上限 (5) 実施期間 (6) 入荷量が著しく減少した場合の措置 (7) 当該卸売をしなければならない理由</p> <p>6 第1項第2号イ、第3号イ又は第4号イの承認を受けた卸売業者は、毎月その承認に係る品目の卸売数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。</p> <p>第43条 削除 <u>(市場外にある物品の卸売の禁止)</u></p> <p>第44条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 開設区域内において市長が指定する場所（法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。）にある物品の卸売をするとき。</p> <p>(2) 開設区域内において卸売業者が申請した場所にある物品（卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。）の卸売することについて、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき。</p> <p>(3) 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により次に掲げる生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であつて、市長があらかじめ指名利害関係者又は協議会の意見を聴いた上で、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。</p> <p>ア 卸売市場法施行規則第26条第4号イ(1)から(3)まで及び(5)に規定する物品</p>

改正後	改正前
	<p>イ 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することができるもの（アに規定するものを除く。）であつて、市長が市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして規則で定めるもの</p> <p>2 前項第1号の規定による指定を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書にその場所の位置、その場所に係る施設の種類及び規模を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申出者の名称 (2) その場所の所在地及びその場所にある施設の名称 (3) その場所に置く物品の種類</p> <p>3 第1項第1号の規定による指定を受けた卸売業者は、当該指定を必要としなくなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項第2号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、第2項各号に掲げる事項を記載した承認申請書に、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の名称 (2) 当該取引の対象となる生鮮食料品等の品目 (3) 取引方法 (4) 当該取引方法による卸売の数量の上限 (5) 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項 (6) 実施期間 (7) 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称 (8) 市長が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法</p>

改正後	改正前
	<p>(9) 市場外にある物品の卸売をしようとする理由</p> <p>6 第1項第3分の規定による承認は、当該申請に係る取引が次に掲げる要件を満たしている場合に行うものとする。</p> <p>(1) 当該取引に参加する機会が、市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること。</p> <p>(2) 当該取引に係る物品の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階級、荷姿、並目その他公正な価格形成を確保するため必要となる事項で規則で定めるものが提供されることが確実であること。</p> <p>(3) 当該取引物品の引渡し方法が定められることが確実であること。</p> <p>(4) 当該取引において事故等が発生した場合における処理方法が適正に定められていること。</p> <p>(5) 市長による当該取引の内容の閲覧が可能なものであること。 (卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)</p> <p>第45条 卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、市場において、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として物品を買い受けではならない。 (卸売業者の買受物品等の制限)</p> <p>第45条の2 卸売業者は、市場において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けではならない。 (委託手数料以外の報償の收受の禁止)</p> <p>第46条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第59条第1項に規定する委託手数料以外の報償を受けではならない。 (受託契約約款)</p> <p>第47条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければ</p>
(受託契約約款)	<p>第50条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、</p>

改正後	改正前
その旨を市長に届け出るとともに、インターネットの利用その他の市長が適當と認めた方法により公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	ならない。
2 前項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。	2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、法第15条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、規則で定めるところにより当該受託契約約款を添えて、承認申請書を市長に提出しなければならない。
(1) 受託物品の引渡し及び受領に関する事項	3 第1項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。
(2) 受託物品の保管に関する事項	(1) 受託物品の引渡し及び受領に関する事項
(3) 受託物品の手入れ等に関する事項	(2) 受託物品の保管に関する事項
(4) 受信場所に関する事項	(3) 受託物品の手入れ等に関する事項
(5) 送り状又は発送案内に関する事項	(4) 受信場所に関する事項
(6) 受託物品の上場に関する事項	(5) 送り状又は発送案内に関する事項
(7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項	(6) 受託物品の上場に関する事項
(8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項	(7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
(9) 委託手数料に関する事項	(8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
(10) 委託者の負担すべき費用に関する事項	(9) 第59条第1項に規定する委託手数料に関する事項
(11) 仕切りに関する事項	(10) 委託者の負担すべき費用に関する事項
(12) 第84条第1項の規定による場合に関する事項	(11) 仕切りに関する事項
(13) 市場の開場の期日に関する事項	(12) 第42条第1項ただし書又は第77条第1項の規定による場合に関する事項
(14) 災害その他のやむを得ない事由により、前各号に掲げる事項を満たす受託契約の履行が困難な場合に関する事項	(13) 前各号に掲げるもののほか重要な事項
(受託契約約款の掲示)	4 前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。 (受託契約約款の掲示)
第51条 卸売業者は、前条第1項の受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。 (販売前における受託物品の検査)	第47条の2 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。 (販売前における受託物品の検査)
第52条 卸売業者は、受託物品（ <u>卸売をする</u> ）	第48条 卸売業者は、受託物品（第44条第1項第3号の規定により卸売をす

改正後	改正前
る物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品（以下この条において「 <u>市場外引渡し物品</u> 」という。）を除く。）の受領に当たっては、検収を確實に行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会つていてその了承を得られたときは、この限りでない。	る物品のうち、市外で引渡しをする受託物品（以下この条において「 <u>電子商取引に係る受託物品</u> 」という。）を除く。）の受領に当たっては、検収を確實に行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会つていてその了承を得られたときは、この限りでない。
2 <u>市場外引渡し物品</u> の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該 <u>市場外引渡し物品</u> の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該 <u>市場外引渡し物品</u> の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確實に行い、当該 <u>市場外引渡し物品</u> の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。	2 <u>電子商取引に係る受託物品</u> の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該 <u>電子商取引に係る受託物品</u> の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該 <u>電子商取引に係る受託物品</u> の検収を行なうよう委託を受けた者が検収を確實に行い、当該 <u>電子商取引に係る受託物品</u> の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。
3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。 (販売原票の作成等)	3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。 (販売原票の作成等)
<u>第53条</u> 卸売業者は、取扱い物品を卸売したときは、規則で定めるところにより、販売原票を作成しなければならない。 (卸売した物品の相手方の明示及び引取り)	<u>第49条</u> 卸売業者は、取扱い物品を卸売したときは、規則で定めるところにより、販売原票を作成しなければならない。 (卸売した物品の相手方の明示及び引取り)
<u>第54条</u> 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売した物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者 <u>その他の買受人</u> が明らかになるよう措置しなければならない。	<u>第50条</u> 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売した物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者_____が明らかになるよう措置しなければならない。
2 仲卸業者及び売買参加者 <u>その他の買受人</u> は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。	2 仲卸業者及び売買参加者_____は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。 (仲卸業者の業務の規制)
	<u>第51条</u> 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。 2 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

改正後	改正前
	る生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であつて市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。 (1) 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けていること。 (2) 市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間ににおいてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入者が次に掲げる要件を満たしていること。 ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（1月以上のものに限る。）及び入荷量が容しき減少した場合の措置が定められていること。 イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、指名利害関係者又は協議会の意見を聴いた上で、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。 (3) 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間ににおいてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入者が次に掲げる要件を満たしていること。 ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び買入れの実施期間（1月以上1年未満のものに限る。）が定められていること。 イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入者が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。 (4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間ににおいてあらかじめ締結した輸出

改正後	改正前
	<p>のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（1年未満のものに限る。）及び市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。</p> <p>イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p> <p>3 前項第1号の許可を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称</p> <p>(2) 買い入れて販売しようとする物品の品目、数量及び買入れの相手方</p> <p>(3) 卸売業者から買入れることが困難な事情</p> <p>4 市長が第2項第1号の許可をするかどうかの決定は、当該生鮮食料品等に関する取引の状況、卸売業者から買入れることが困難な事情等について調査してするものとする。</p> <p>5 第2項第1号の許可を受けた仲卸業者は、その許可に係る物品の全部を販売したときは、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>6 第2項第2号イ、第3号イ又は第4号イの契約に基づき買入れを行つた仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買入れた品目の販売の数量及び金額を翌月20日までに市長に届け出なければならない。</p> <p>7 第2項第3号イの規定による承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称</p>

改正後	改正前
	<p>(2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(4) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(5) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限</p> <p>(6) 実施期間</p> <p>(7) 新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓の内容</p> <p>(8) 当該買入れをしなければならない理由</p> <p>8 第2項第4号イの規定による承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書に農林漁業者等と締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称</p> <p>(2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目</p> <p>(4) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限</p> <p>(5) 実施期間</p> <p>(6) 市場における入荷量が著しく減少した場合の措置</p> <p>(7) 当該買入れをしなければならない理由</p> <p>第52条 仲卸業者は、開設区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市民に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の氏名又は名称</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>(3) 業務を終む理由</p> <p>(4) 業務開始の予定年月日</p> <p>(5) 事業計画</p> <p>2 市長は、前項の届出があつたときは、指名利害関係者又は協議会に報告</p>

改正後	改正前
<p><u>(販売の委託の引受けの禁止)</u></p> <p><u>第55条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。</u></p> <p><u>(売買取引の制限)</u></p> <p><u>第56条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</u></p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めたとき。</p> <p>(2) 不正当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めたとき。</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出入人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めたとき。</p> <p>(2) 買受代金の支払いを怠ったとき。</p> <p><u>(衛生上有害な物品の売買禁止等)</u></p> <p><u>第57条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。</u></p> <p>2 衛生上有害な物品は、市場内において売買し、又は売買の目的をもつて所持してはならない。</p> <p>3 市長は、前項に該当する物品があると認めたときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外へ撤去を命ずることができる。</p>	<p><u>しなければならない。</u></p> <p>3 指名利害関係者又は協議会は、第1項の届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、協議会は、委員の少數意見にも十分配慮するものとする。</p> <p>4 市長は、第1項の届出があつた場合において、当該届出に係る販売が、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めたときは、仲卸業者に当該業務の中止その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。</p> <p><u>(売買取引の制限)</u></p> <p><u>第53条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</u></p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 不正当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出入人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。</p> <p>(2) 買受代金の支払いを怠ったとき。</p> <p><u>(衛生上有害な物品の売買禁止等)</u></p> <p><u>第54条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう努めるものとする。</u></p> <p>2 衛生上有害な物品は、市場内において売買し、又は売買の目的をもつて所持してはならない。</p> <p>3 市長は、前項に該当する物品があると認めたときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外へ撤去を命ずることができる。</p> <p><u>(卸売予定期量等の報告)</u></p> <p><u>第55条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物</u></p>

改正後	改正前
	<p>品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相對取引により当日卸売をする物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(3) 第42条第1項第1号ア及びウ並びに第2号から第4号までの規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品（第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(2) 相對取引により当日卸売をした物品（次号及び第4号に掲げる物品を除く。）</p> <p>(3) 第42条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（当該卸売をした物品のうち飲食料品（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。）であるものに係るせり売若しくは入札又は相對取引に係る金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加えた金額及び当該卸売をした物品のうち飲食料品以外のものに係るせり売若しくは入札又は相對取引に係る金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加えた金額を合計した金額をいう。）を市長に報告しなければならない。</p>

改正後	改正前
	<p>(卸売業者による卸売予定数量等の公表)</p> <p><u>第56条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、当該物品ごとに販売開始時刻の1時間前までに、主要な品目の数量及びその主要な産地を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。</u></p> <p>(1) セリ売又は入札の方法により当日卸売をする物品(第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をする物品(次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項第1号ア及びウ並びに第2号から第4号までの規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をする物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をする物品</p>
	<p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、次に掲げる物品について、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表しなければならない。</p> <p>(1) セリ売又は入札の方法により当日卸売をした物品(第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品(次号及び第4号に掲げる物品を除く。)</p> <p>(3) 第42条第1項各号の規定により市長の許可又は承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>(4) 第44条第1項第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けて当日卸売をした物品</p> <p>(市長による卸売予定数量等の公表)</p>
	<p><u>第57条 市長は、卸売業者から第55条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目の数量及びその卸売価格を市場内の掲示板に掲示するものとする。</u></p>

改正後	改正前
	<p>2 市長は、卸売業者から第55条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、売買取引の方法ごとに、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を公表するものとする。</p>
	<p>(売買取引の結果等の報告及び公表)</p> <p><u>第58条 卸売業者は、次に掲げる事項について、規則で定める時までに、市長に報告するとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(1) その日(卸売をする日の午前零時から午後12時までの期間をいう。次号及び次条において同じ。)の主要な品目の卸売予定数量及びその主要な産地</p> <p>(2) その日の主要な品目の卸売の数量並びに高値(当該品目の価格のうち最も高い価格をいう。), 中値(当該品目のうち最も卸売の数量が多い品目の価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目にあっては、加重平均価格をいう。)及び安値(当該品目に係る中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い品目の価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目にあっては、最も低い価格をいう。)に区分した価格(次条第2号において「区分価格」という。)</p>
	<p>2 前項各号に掲げる事項の市長への報告及び公表は、次に掲げる卸売ごとに行わなければならない。</p> <p>(1) セリ売又は入札の方法による卸売(第3号に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 相対取引による卸売(次号に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 市場内にある物品以外の物品の卸売</p>
	<p>3 卸売業者は、次に掲げる事項について、規則で定める日までに、市長に報告するとともに、インターネットの利用その他の市長が適当と認めた方法により公表しなければならない。</p> <p>(1) 前月の委託手数料等(第46条の規定により公表したものに限る。)の種類ごとの受領額</p> <p>(2) 奨励金等(第46条の規定により公表したものに限る。以下この号において同じ。)がある場合にあっては、前月の奨励金等の種類ごとの交</p>

改正後	改正前
<p><u>付録</u> <u>(市長による売買取引の結果等の公表)</u></p> <p>第59条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる事項を、それぞれ規則で定める時までに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p> <p>(1) その日の主要な品目の卸売予定期数及びその主要な産地並びにその日の前日における当該品目の卸売の数量及び価格</p> <p>(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び売買取引の方法ごとの区分箇格</p> <p><u>(市場外の者に対する相対取引による卸売の報告)</u></p> <p>第60条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して相対取引による卸売をしたときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p><u>(市場外にある物品の卸売の報告)</u></p> <p>第61条 卸売業者は、市場内にある物品以外の物品の卸売をした場合は、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p><u>(買入れ販売の報告)</u></p> <p>第62条 仲卸業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買入れて販売したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。</p> <p><u>(仕切り及び送金)</u></p> <p>第63条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、当該卸売をした物品の品目、等級、数量及び価格、当該卸売をした物品のうち飲食料品(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品をいう。以下同じ。)であるものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額並びに当該卸売をした物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の10に相当す</p>	<p><u>(仕切り及び送金)</u></p> <p>第58条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、当該卸売をした物品の品目、等級、数量及び価格、当該卸売をした物品のうち飲食料品であるものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額並びに当該卸売をした物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の10に相当す</p>

改正後	改正前
<p>る金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第67条ただし書の規定による卸売代金の変更をしたときは、当該変更に係る物品の品目、等級、数量及び価格、当該変更に係る物品のうち飲食料品であるものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額並びに当該変更に係る物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額)、控除すべき_____委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に規定する事項を正確に記載しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による売買仕切金の送付は、現金又は金融機関を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法により行わなければならない。</p> <p><u>(仕切り及び送金に関する特約)</u></p> <p>第64条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならぬ。当該書面の内容を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 特約の内容</p> <p>(3) 支払方法</p> <p>2 卸売業者は、前項の書面について市長が求めた場合は、速やかに提出しなければならない。</p> <p><u>(出荷者への代金の支払い)</u></p> <p>第65条 卸売業者は、卸売のために出荷者から生鮮食料品等を買い受けたときは、当該出荷者と取り決めた期日までに、現金又は金融機関を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法によりその代金を支払わなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定は、仲卸業者が販売のために出荷者から生鮮食料品等を買い</p>	<p>る金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第63条ただし書の規定による卸売代金の変更をしたときは、当該変更に係る物品の品目、等級、数量及び価格、当該変更に係る物品のうち飲食料品であるものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額並びに当該変更に係る物品のうち飲食料品以外のものの数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額及び当該合計額の100分の10に相当する金額)、控除すべき第59条第1項に規定する委託手数料、当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に規定する事項を正確に記載しなければならない。</p> <p><u>(仕切り及び送金に関する特約)</u></p> <p>第58条の2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならぬ。当該書面の内容を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 特約の内容</p> <p>(3) 支払方法</p> <p>2 卸売業者は、前項の書面について市長が求めた場合は、速やかに提出しなければならぬ。</p>

改正後	改正前
<p><u>受けたときについて準用する。</u></p> <p>(委託手数料の率等)</p> <p>第59条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料（卸売した物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額に当該料率を乗じて得た額の100分の10に相当する額を加えた額とする。）に係る率を定めようとするときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項に規定する委託手数料の率の対象その他必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による届出を行う卸売業者から同項に規定する委託手数料の率が経営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。</p> <p>4 卸売業者は、第1項に規定する委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等の方法により、委託者に周知しなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項に規定する委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引が損なわれること、卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に同項に規定する委託手数料の率その他の事項に關し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>第60条 刽除</p> <p>(出荷奨励金の交付)</p> <p>第61条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るために、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の名称</p>	<p>(委託手数料の率等)</p> <p>第59条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料（卸売した物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額に当該料率を乗じて得た額の100分の10に相当する額を加えた額とする。）に係る率を定めようとするときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項に規定する委託手数料の率の対象その他必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による届出を行う卸売業者から同項に規定する委託手数料の率が経営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。</p> <p>4 卸売業者は、第1項に規定する委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等の方法により、委託者に周知しなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項に規定する委託手数料の率により、委託者に対して不当に差別的な取扱いが生じること、公正かつ適正な取引が損なわれること、卸売業者の財務の健全性が損なわれること等により生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に同項に規定する委託手数料の率その他の事項に關し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>第60条 刪除</p> <p>(出荷奨励金の交付)</p> <p>第61条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るために、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 届出者の名称</p>

改正後	改正前
<p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第66条 卸売業者から物品を買い受けた者は、<u>当該</u> 物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめその者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、当該<u> </u> 物品の代金（買い受けた額に当該買い受けた額の100分の8（当該物品が飲食料品以外のものである場合にあっては、100分の10）に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定による代金の支払は、現金又は金融機関若しくは関連事業者のうち規則で定める者を通じて行う方法その他の安全かつ確実な方法により行わなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならぬ。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。</p> <p>(1) 卸売業者の名称</p> <p>(2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 特約の内容</p> <p>(4) 支払方法</p> <p>4 前3項の規定は、仲卸業者から物品を買い受けた場合について準用する。</p>	<p>(2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 当該出荷奨励の対象となる物品の品目</p> <p>(4) 当該出荷奨励の対象となる期間</p> <p>(5) 出荷奨励金を交付する基準</p> <p>(6) 出荷奨励金を交付する理由</p> <p>2 市長は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、出荷奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>(買受代金の即時支払義務)</p> <p>第62条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日まで）に、買い受けた物品の代金（買い受けた額に当該買い受けた額の100分の8（当該物品が飲食料品以外のものである場合にあっては、100分の10）に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。</p> <p>2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかなければならぬ。当該書面の内容を変更した場合も、同様とする。</p> <p>(1) 卸売業者の名称</p> <p>(2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 特約の内容</p> <p>(4) 支払方法</p> <p>4 市長は、第73条第1項の規定に基づく報告、提出又は検査の結果、前項の書面の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、特約の基準の変更その他必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>

改正後	改正前
	<p>(卸売代金の変更の禁止)</p> <p><u>第67条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。</u>ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。</p>
	<p><u>第63条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。</u>ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。</p> <p>(完納奨励金の交付)</p>
	<p><u>第64条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は充買参加者に対して完納奨励金を交付しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。</u></p> <p>(1) 届出者の名称 (2) 完納奨励金を交付しようとする当該仲卸業者若しくは充買参加者の氏名又は名称及び住所 (3) 完納奨励金を交付する基準 (4) 完納奨励金を交付する理由</p> <p>2 市長は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、完納奨励金の交付の基準の変更その他必要な改善措置を探るべき旨を命ずることができる。</p>
	<p>第4章 卸売の業務に関する品質管理</p> <p>(物品の品質管理の方法)</p> <p><u>第64条の2 市長は、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めなければならない。</u></p> <p>(1) 施設の取扱品目 (2) 施設の設定期度及び温度管理に関する事項</p>

改正後	改正前
	<p>(3) 品質管理の責任者の設置及び資本に関する事項 (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。</p>
	<p>第5章 市場施設の使用</p> <p>(施設の使用指定)</p> <p><u>第65条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。</u></p> <p>2 市長は、市長の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めたときは、充買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。</p> <p>4 第39条第3項の規定は、前項の保証金について準用する。</p> <p>(用途変更、転貸等の禁止)</p> <p><u>第66条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(原状変更の禁止)</p> <p><u>第67条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。</u></p> <p>2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し、返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。</p> <p>(返還)</p>
	<p>第65条 市場施設の使用</p> <p>(施設の使用指定)</p> <p><u>第65条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。</u></p> <p>2 市長は、市長の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、充買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>3 前項の許可を受けた者が、許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。</p> <p>4 第32条第3項の規定は、前項の保証金について準用する。</p> <p>(用途変更、転貸等の禁止)</p> <p><u>第66条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(原状変更の禁止)</p> <p><u>第67条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。</u></p> <p>2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替を加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し、返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。</p> <p>(返還)</p>

改正後	改正前
第71条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。 (指定又は許可の取消しその他の規制)	第68条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。 (指定又は許可の取消しその他の規制)
第72条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めたときは、使用者に対し、使用的指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用的制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。 (補修命令)	第69条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、使用的指定若しくは許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用的制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。 (補修命令)
第73条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対して、その補償を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。 (使用料等)	第70条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は損傷した者に対して、その補償を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。 (使用料等)
第74条 市場の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第3に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。 2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用は、当該使用者の負担とする。 3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。 4 市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、市長は、別に使用料を定めることができる。 5 月割による使用料については、使用期間が1月に満たないときは、日割計算による。 (使用料の減免)	第71条 市場の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。 2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用は、当該使用者の負担とする。 3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。 4 市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、市長は、別に使用料を定めることができる。 5 月割による使用料については、使用期間が1月に満たないときは、日割計算による。 (使用料の減免)
第75条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。 (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、3日以上にわたって市場の施設を使用することができないとき。	第72条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、使用料を減免することができる。 (1) 使用者の責めに帰することができない理由により、3日以上にわたって市場の施設を使用することができないとき。

改正後	改正前
(2) 第72条の規定による使用停止の期間が引き続き3日以上にわたったとき。	(2) 第69条の規定による使用停止の期間が引き続き3日以上にわたったとき。
(3) 使用者が国又は公共団体であるとき、又は特別の理由があると市長が認めたとき。	(3) 使用者が国又は公共団体であるとき、又は特別の理由があると市長が認めるとき。 第5章 監督 (報告及び検査)
第76条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、取引関係者_____又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に取引関係者_____若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	第73条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。	2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (改善措置命令)
(改善措置命令)	第74条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。
第77条 市長は、卸売業者又は仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における卸売の業務又は仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、卸売業者又は仲卸業者に対し、当該卸売業者又は仲卸業者の財産に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。 (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。 (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。 (3) 経常損失が規則で定める期間生じたとき。	2 市長は、_____仲卸業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における_____仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めたときは、_____仲卸業者に対し、当該_____仲卸業者の財産に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。 (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。 (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。 (3) 経常損失が規則で定める期間生じたとき。

改正後	改正前
2 市長は、市場における卸売の業務又は仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、卸売業者又は仲卸業者に対し、当該卸売業者又は仲卸業者の業務若しくは会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。	3 市長は、市場における_____卸売しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、_____仲卸業者に対し、当該_____仲卸業者の業務若しくは会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
3 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、取引関係者（卸売業者及び仲卸業者を除く。）又は関連事業者に対し、当該取引関係者又は関連事業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。 (監督処分)	4 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、_____関連事業者に対し、当該_____関連事業者の業務又は会計に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。 (監督処分)
第78条 市長は、卸売業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、 <u>第6条第1項の許可を取り消し</u> 、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	第75条 市長は、卸売業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、_____、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
2 市長は、仲卸業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、 <u>第23条第1項の許可を取り消し</u> 、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	2 市長は、仲卸業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、 <u>第19条第1項の許可を取り消し</u> 、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
3 市長は、充買参加者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、 <u>第31条第1項の承認を取り消し</u> 、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。	3 市長は、充買参加者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、 <u>第27条第1項の承認を取り消し</u> 、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。
4 市長は、関連事業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、 <u>第37条第1項の許可を取り消し</u> 、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	4 市長は、関連事業者がこの業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、 <u>第30条第1項の許可を取り消し</u> 、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取	5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取

改正後	改正前
り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。 (1) この業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反したとき。 (2) せり人がせり児に関して委託者若しくは仲卸業者若しくは充買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。 (3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは充買参加者から金品その他の利益を收受したとき。 (4) 前各号に掲げる場合のほか、市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があつたと認めたとき。	り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。 (1) この業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反したとき。 (2) せり人がせり児に関して委託者若しくは仲卸業者若しくは充買参加者と気脈を通じ不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。 (3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは充買参加者から金品その他の利益を收受したとき。 (4) 前各号に掲げる場合のほか、市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があつたと認めたとき。
6 卸売業者、仲卸業者、充買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、その業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、充買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。	6 卸売業者、仲卸業者、充買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、その業務規程若しくはこの業務規程に基づく規則又はこれらに基づく处分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、充買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。
7 第14条第3項の規定は、前各項の規定による取消しの処分について準用する。 第8章 市場運営協議会 (設置)	7 第25条第3項の規定は、前各項の_____取消しの処分について準用する。 第7章 市場運営協議会 (設置)
第79条 市場における業務の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。	第76条 市場における業務の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。
2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 市場の運営に關すること。 (2) 市場の整備に關すること。 (3) 法第4条第4項各号に掲げる事項、第3条第1項に規定する開場の期日及び第4条第1項に規定する開場の時間	2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 市場の運営に關すること。 (2) 市場の整備に關すること。 (3) 法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項、第37条第1項第2号の規則で定める割合、第40条第1項の規定による販売、第42条第

改正後	改正前
<p>すること。</p> <p>(4) 市場における公正かつ効率的な取引の確保に関すること。</p> <p>3 協議会は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、<u>取引関係者及び知識経験を有する者</u>のうちから市長が委嘱する。</p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。</p> <p>7 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(委員会)</p> <p>第80条 協議会に育果部取引委員会及び水産物部取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、<u>前条第2項第1号、第3号及び第4号に規定する協議会の所掌事務（育果部取引委員会にあっては育果部に、水産物部取引委員会にあっては水産物部に係るものに限る。）について調査審議する。</u></p> <p>3 各委員会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから市長が指名する。</p> <p>4 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員会に属する委員の互選とする。</p> <p>5 委員長は、委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。</p> <p>6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第81条 協議会は、市長が招集する。</p>	<p><u>1項第2号の規定による卸売、第44条第1項第3号の規定による卸売、第51条第2項第2号の規定による販売及び第52条第1項による販売に開すること。</u></p> <p>(4) 市場における公正かつ効率的な取引の確保に関すること。</p> <p>3 協議会は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、<u>次に掲げる</u>者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 卸売業者 (2) 仲卸業者 (3) 買賣参加者その他の利害関係者 (4) 知識経験を有する者</p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。</p> <p>7 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(委員会)</p> <p>第76条の2 協議会に育果部取引委員会及び水産物部取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、<u>第76条第2項 第3号及び第4号に規定する協議会の所掌事務（育果部取引委員会にあっては育果部に、水産物部取引委員会にあっては水産物部に係るものに限る。）について調査審議する。</u></p> <p>3 各委員会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから市長が指名する。</p> <p>4 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員会に属する委員の互選とする。</p> <p>5 委員長は、委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。</p> <p>6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第76条の3 協議会は、市長が招集する。</p>

改正後	改正前
<p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 前3項の規定は、委員会の会議について準用する。</p> <p>5 市長は、委員から審議すべき事項を示して委員会の開催の請求があり、委員長がその必要があると認めたときは、速やかに委員会を招集するものとする。</p> <p>6 協議会は、その定めるところにより、前条第2項の規定により委員会が調査審議する事項について、委員会の議決をもって協議会の議決とすることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第82条 協議会の庶務は、市場において処理する。</p> <p>(会長への委任)</p> <p>第83条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に牴って定める。</p> <p>第7章 雜則 (卸売業者の代行)</p> <p>第84条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行なうことができなくなつた場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みがあつた物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいないとき又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めたときは、自らその卸売の業務を行なうものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合又は不明な場合について準用する。</p> <p>(無許可販賣の禁止)</p> <p>第85条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行なう場合並びに市長が必要と認めた者が営業行為を行なう場合を除く</p>	<p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 前3項の規定は、委員会の会議について準用する。</p> <p>5 市長は、委員から審議すべき事項を示して委員会の開催の請求があり、委員長がその必要があると認めたときは、速やかに委員会を招集するものとする。</p> <p>6 協議会は、その定めるところにより、前条第2項の規定により委員会が調査審議する事項について、委員会の議決をもって協議会の議決とすることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第76条の4 協議会の庶務は、市場において処理する。</p> <p>(会長への委任)</p> <p>第76条の5 この章に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に牴って定める。</p> <p>第8 章 雜則 (卸売業者の代行)</p> <p>第77条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行なうことができなくなつた場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みがあつた物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行なわせるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の卸売の業務を行なわせる卸売業者がいないか、又は他の卸売業者に行なわせることが不適當と認めたときは、自らその卸売の業務を行なうものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合又は不明な場合について準用する。</p> <p>(無許可販賣の禁止)</p> <p>第78条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行なう場合並びに市長が必要と認めた者が営業行為を行なう場合を除く</p>

改正後	改正前
ほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。	ほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。
2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。	2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。
(市場への出入等に対する指示)	(市場への出入等に対する指示)
第86条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。	第79条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。
2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。	2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。
(市場秩序の保持等)	(市場秩序の保持等)
第87条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。	第80条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行なつてはならない。
2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るために必要があると認めたときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。	2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るために必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。
(許可等の制限又は条件)	(許可等の制限又は条件)
第88条 この業務規程の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができます。	第81条 この業務規程の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができます。
2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならぬ。	2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならぬ。
(電子情報処理組織による申請等)	(電子情報処理組織による申請等)
第89条 市長は、この業務規程の規定による申請等（申請、届出その他のこの業務規程の規定に基づき市長に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち書面により行うこととしているものについては、規則で定めるところにより、市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わせることができる。	第82条 市長は、この業務規程の規定による申請等（申請、届出その他のこの業務規程の規定に基づき市長に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち書面により行うこととしているものについては、規則で定めるところにより、市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わせることができる。
2 前項の規定に基づき行われた申請等については、当該申請等を書面により行うものとして規定した申請等に関するこの業務規程に規定する書面により行うものとして規定した申請等に関するこの業務規程に規定する書面に	2 前項の規定に基づき行われた申請等については、当該申請等を書面により行うものとして規定した申請等に関するこの業務規程に規定する書面に

改正後	改正前
より行われたものとみなして、当該申請等に関する規定を適用する。	より行われたものとみなして、当該申請等に関する規定を適用する。
3 第1項の規定に基づき行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。	3 第1項の規定に基づき行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。
(委任)	(委任)
第90条 この業務規程の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	第83条 この業務規程の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附 則	附 則
第1条 この業務規程は、昭和47年4月1日から施行する。	第1条 この業務規程は、昭和47年4月1日から施行する。
第2条 盛岡市中央卸売市場業務規程（昭和43年条例第33号。以下「旧業務規程」という。）は、廃止する。	第2条 盛岡市中央卸売市場業務規程（昭和43年条例第33号。以下「旧業務規程」という。）は、廃止する。
第3条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第35条第1項の許可を受けた仲買人となっている者は、 第23条第1項 の許可を受けた仲卸業者とみなす。	第3条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第35条第1項の許可を受けた仲買人となっている者は、 第18条第1項 の許可を受けた仲卸業者とみなす。
第4条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第42条第1項の許可を受けた充賀参加人となっている者は、 第31条第1項 の承認を受けた充賀参加者とみなす。	第4条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第42条第1項の許可を受けた充賀参加人となっている者は、 第27条第1項 の承認を受けた充賀参加者とみなす。
第5条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第46条第1項の許可を受け付属営業人となっている者は、 第37条第1項 の許可を受けた関連事業者とみなす。	第5条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第46条第1項の許可を受け付属営業人となっている者は、 第30条第1項 の許可を受けた付属営業人とみなす。
第6条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第51条第1項又は第2項の規定による市場施設の使用の指定又は許可を受けている者は、 第68条第1項 の指定又は同条第2項の許可を受けた者とみなす。	第6条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第51条第1項又は第2項の規定による市場施設の使用の指定又は許可を受けている者は、 第65条第1項 の指定又は同条第2項の許可を受けた者とみなす。
第7条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第32条の承認を受けているせり人は、この業務規程の施行の日から起算して3月を経過する日（その日までに 第18条第1項 の登録又は登録の拒否の処分があつた者についてはその日）までの間は、 同項 の登録を受けたせり人とみなす。	第7条 この業務規程の施行の際現に旧業務規程第32条の承認を受けているせり人は、この業務規程の施行の日から起算して3月を経過する日（その日までに 第12条第1項 の登録又は登録の拒否の処分があつた者についてはその日）までの間は、 第12条第1項 の登録を受けたせり人とみなす。
2 前項の規定により 第18条第1項 の登録を受けたせり人とみなされた者については、 第22条 の規定は、適用しない。	2 前項の規定により 第12条第1項 の登録を受けたせり人とみなされた者については、 第16条 の規定は、適用しない。
第8条 附則第3条から前条までに規定するものを除くほか、この業務規程の施行前に旧業務規程又は旧業務規程に基づく規則によつてした処分、手	第8条 附則第3条から前条までに規定するものを除くほか、この業務規程の施行前に旧業務規程又は旧業務規程に基づく規則によつてした処分、手

改正後	改正前
統その他の行為は、この業務規程又はこの業務規程に基づく規則の相当規定によつしたものとみなす。	統その他の行為は、この業務規程又はこの業務規程に基づく規則の相当規定によつしたものとみなす。
第9条 この業務規程の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第9条 この業務規程の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第10条 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間、別表第3第2号の表の規定の適用については、同表中「318円」とあるのは「220円」と、「529円」とあるのは「370円」と、「1,187円」とあるのは「830円」と、「991円」とあるのは「690円」と、「2,032円」とあるのは「1,420円」と、「2,082円」とあるのは「1,455円」と、「1,549円」とあるのは「1,080円」と、「1,095円」とあるのは「765円」と、「1,622円」とあるのは「1,135円」と、「1,054円」とあるのは「735円」と、「1,010円」とあるのは「705円」と、「1,299円」とあるのは「905円」と、「1,269円」とあるのは「885円」と、「1,562円」とあるのは「1,090円」と、「1,380円」とあるのは「965円」と、「1,555円」とあるのは「1,085円」と、「950円」とあるのは「665円」と、「900円」とあるのは「630円」と、「133円」とあるのは「100円」と、「100円」とあるのは「70円」とする。	第10条 平成20年4月1日から平成34年3月31日までの間、別表第4第2号の表の規定の適用については、同表中「318円」とあるのは「220円」と、「529円」とあるのは「370円」と、「1,187円」とあるのは「830円」と、「991円」とあるのは「690円」と、「2,032円」とあるのは「1,420円」と、「2,082円」とあるのは「1,455円」と、「1,549円」とあるのは「1,080円」と、「1,095円」とあるのは「765円」と、「1,622円」とあるのは「1,135円」と、「1,054円」とあるのは「735円」と、「1,010円」とあるのは「705円」と、「1,299円」とあるのは「905円」と、「1,269円」とあるのは「885円」と、「1,562円」とあるのは「1,090円」と、「1,380円」とあるのは「965円」と、「1,555円」とあるのは「1,085円」と、「950円」とあるのは「665円」と、「900円」とあるのは「630円」と、「133円」とあるのは「100円」と、「100円」とあるのは「70円」とする。
附 則 略	附 則 略
附 則 (令和2年条例第1号)	
1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。	
2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)による改正前の卸売市場法(昭和46年法律第35号)第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて改正後の盛岡市中央卸売市場業務規程第6条第1項に規定する卸売の業務を行う者は、同項の許可を受けた者とみなす。	
3 改正後の盛岡市中央卸売市場業務規程第34条第1項の登録を受けようとする者は、この条例の施行の日前においても、その申請を行うことができる。	
別表第1 (第44条関係)	別表第1 (第37条関係)
(1) 次に掲げる物品のうち、岩手県産の個撰(せん)品のもの(規則で定めるものを除く。)	(1) 次に掲げる物品のうち、岩手県産の個撰(せん)品のもの(規則で定めるものを除く。)

改正後	改正前												
<p>ア だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、はくさい、キャベツ、ほうれん草、ねぎ、にら、セルリー、ブロッコリー、レタス、新野菜、きゅうり、かぼちゃ、なす、トマト(ミニトマトを含む。)、ピーマン、とうもろこし、ぱれいしょ、さといも、ながいも、たまねぎ、しうが、生しいたけ、なめこ及びしめじ</p> <p>イ りんご、なし、かき、おうとうなどの木の実類、ぶどう、いちご、メロン及びスイカ</p> <p>(2) かつお、いか、あじ、たら、さけ・ます、いわし、さば、ぶり、すずき、まぐろ(大物を除く。)、めぬけ、そい、かれい、たい、ひらめ及びその他の鮮魚類で規則で定めるもの(養殖物、活魚又は解凍魚を除く。)</p>	<p>ア だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、はくさい、キャベツ、ほうれん草、ねぎ、にら、セルリー、ブロッコリー、レタス、新野菜、きゅうり、かぼちゃ、なす、トマト(ミニトマトを含む。)、ピーマン、とうもろこし、ぱれいしょ、さといも、ながいも、たまねぎ、しうが、生しいたけ、なめこ及びしめじ</p> <p>イ りんご、なし、かき、おうとうなどの木の実類、ぶどう、いちご、メロン及びスイカ</p> <p>(2) かつお、いか、あじ、たら、さけ・ます、いわし、さば、ぶり、すずき、まぐろ(大物を除く。)、めぬけ、そい、かれい、たい、ひらめ及びその他の鮮魚類で規則で定めるもの(養殖物、活魚又は解凍魚を除く。)</p>												
別表第2 (第44条関係)	別表第2 (第37条関係)												
(1) ピース、かんしょ、くわい、ゆりね、ぼうふう、はなまるきゅうり、わけぎ、えのきだけ、まいだけ、エリンギタケ、かんきつ類、バナナなどの熱帯・亜熱帯性果実、冷凍果実、野菜及び果実の加工品並びに別表第1第1号_____に掲げるもの以外のもの	(1) ピース、かんしょ、くわい、ゆりね、ぼうふう、はなまるきゅうり、わけぎ、えのきだけ、まいだけ、エリンギタケ、かんきつ類、バナナなどの熱帯・亜熱帯性果実、冷凍果実、野菜及び果実の加工品並びに別表第1第1号及び別表第2に掲げるもの以外のもの												
(2) 水産物のうち別表第1第2号_____に掲げるもの以外のもの	(2) 水産物のうち別表第1第2号及び別表第2に掲げるもの以外のもの												
別表第3 (第74条関係)	別表第3 (第71条関係)												
(1) 市場使用料	(1) 市場使用料												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">種別</th> <th style="text-align: center; width: 85%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者市場使用料</td> <td>卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者市場使用料</td> <td>第62条の規定による報告に係る販売の金額 (消費税額及び地方消費税額を除く。) の1,000分の4に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	卸売業者市場使用料	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額	仲卸業者市場使用料	第62条の規定による報告に係る販売の金額 (消費税額及び地方消費税額を除く。) の1,000分の4に相当する額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">種別</th> <th style="text-align: center; width: 85%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者市場使用料</td> <td>卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者市場使用料</td> <td>仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)の1,000分の4に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	種別	金額	卸売業者市場使用料	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)の1,000分の4に相当する額
種別	金額												
卸売業者市場使用料	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額												
仲卸業者市場使用料	第62条の規定による報告に係る販売の金額 (消費税額及び地方消費税額を除く。) の1,000分の4に相当する額												
種別	金額												
卸売業者市場使用料	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じて得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額												
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第51条第2項の規定により許可又は承認を受けた場合は、その買入物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を除く。)の1,000分の4に相当する額												
(2) 施設使用料	(2) 施設使用料												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">施設名</th> <th style="text-align: center; width: 15%;">種別</th> <th style="text-align: center; width: 70%;">金額</th> </tr> </thead> </table>	施設名	種別	金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">施設名</th> <th style="text-align: center; width: 15%;">種別</th> <th style="text-align: center; width: 70%;">金額</th> </tr> </thead> </table>	施設名	種別	金額						
施設名	種別	金額											
施設名	種別	金額											

改正後				改正前			
中央棟	卸売業者卸	青果部	1 平方メートルにつき 月額	318円	中央棟	卸売業者卸	青果部
	売場使用料	水産物部	"	529円		売場使用料	水産物部
		"	"			"	"
	倉庫使用料	青果部	"	1,187円		青果部	"
		"	"			"	"
		水産物部	"	991円		水産物部	"
		"	"			"	"
	冷蔵庫使用 料	青果部	"	2,032円		青果部	"
		"	"			"	"
		水産物部	"	2,082円		水産物部	"
		"	"			"	"
	営業事務所 使用料		"	1,549円		営業事務所 使用料	"
			"			"	"
	仲卸業者充	青果部	"	1,095円		仲卸業者充	青果部
	括使用料	"	"			"	"
		水産物部	"	1,622円		水産物部	"
		"	"			"	"
	加工施設使 用料		"	1,054円		加工施設使 用料	"
			"			"	"
	貿荷保管積	青果部	"	1,010円		貿荷保管積	青果部
	込所使用料	"	"			"	"
		水産物部	"	1,299円		水産物部	"
		"	"			"	"
	関連事業者 売場使用料		"	1,269円		関連事業者 売場使用料	"
			"			"	"
	福利厚生施 設使用料		"	1,562円		福利厚生施 設使用料	"
			"			"	"
	青果仲卸配 送センター		"	1,380円		青果仲卸配 送センター	"
			"			"	"

改正後				改正前			
	使用料				使用料		
	水産仲卸配 送センター	"	1,555円		水産仲卸配 送センター	"	1,555円
	使用料	"			使用料	"	
	会議室等使	会議室	1 時間ににつき	400円	会議室等使	会議室	1 時間ににつき
	用料	多目的ホー ル	"	800円	用料	多目的ホー ル	800円
		"				"	
		調理実習室	"	500円		調理実習室	"
							500円
	総合食 品セン ター	売場施設使 用料	1 平方メートルにつき 月額	950円	総合食 品セン ター	売場施設使 用料	1 平方メートルにつき 月額
		"	"			"	
	配送施設使 用料	"	"	900円	配送施設使 用料	"	900円
	駐車場	駐車場使用 料	"	133円	駐車場	駐車場使用 料	"
							133円
	空地	空地使用料	"	100円	空地	空地使用料	"
							100円

備考 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は使用面積が1平方メートルに満たないときは、その端数又は使用面積をそれぞれ1平方メートルとして計算する。

備考 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は使用面積が1平方メートルに満たないときは、その端数又は使用面積をそれぞれ1平方メートルとして計算する。

議案第 28 号

盛岡市新事業創出支援センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

新事業創出支援センター入居企業の、新技術の事業化から道明地区新産業等用地等への立地に至るまでの成長を促す機能の充実を図るため、使用の許可の期間並びに更新の許可の期間及び回数を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 使用の許可の期間

当センターはインキュベーション施設であることから、基本は現在と同期間の最大5年間とするが、5年以上の期間をもって新技術の事業化を目指す企業の入居も容認するため、新製品又は新技術の企業化に相当の期間を要することその他特別の理由があると認めた企業については、当該期間を最大10年とする。

(2) 更新の許可

入居開始日から起算して、7年を超えない範囲内で2回を限度として可能としていた更新の許可の取扱いを、基本の入居期間末日の翌日から2年を超えない範囲（回数の限度は設けない。）内で可能とする取扱いに改める。

3 施行期日

公布の日

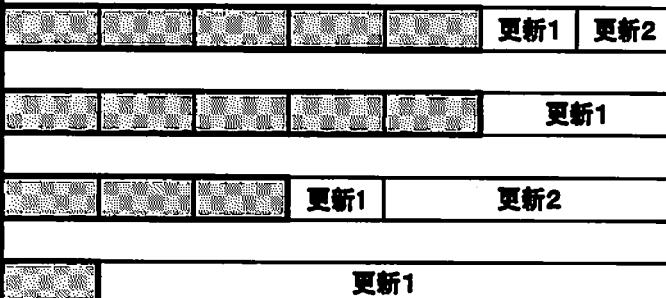
4 その他

この条例の施行の日以前に更新の許可を受け入居している企業については、附則により、入居開始日から起算して12年を超えない範囲内で更新の許可をすることとする。

現行

基本5年以内。入居から7年を超えない範囲内で2回まで更新可能。

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 10年目 11年目 12年目



現在の条文

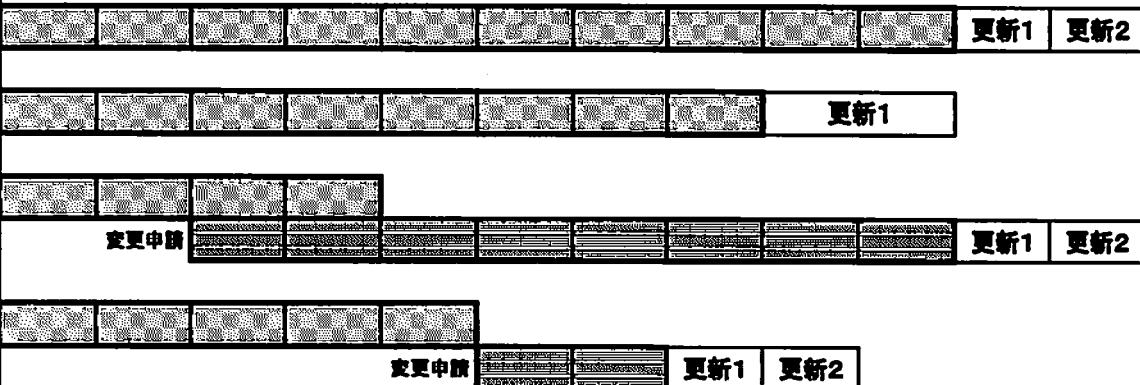
第10条 センターの貸工場に係る第5条第1項前段の許可の期間は、5年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して7年を超えない範囲内で2回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。

改正後

基本5年以内。ただし、市長が認めたときは10年以内。更新の許可の期間は2年以内。

*基本は現行のとおりだが、以下のような入居も可能となる

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 10年目 11年目 12年目



改正後の条文

第10条 センターの貸工場に係る第5条第1項前段の許可の期間は、5年（新製品又は新技術の企業化に相当の期間を要することその他特別の理由があると市長が認めたときは、10年）以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可の期間の末日の翌日から起算して2年を超えない範囲内で同項後段の更新の許可をすることができる。



当初申請した入居期間



変更後の入居期間

盛岡市新事業創出支援センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市新事業創出支援センター条例 平成19年10月4日条例第57号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市新事業創出支援センター条例 第1条から第4条まで 略 (使用の許可等) 第5条 センターの貸工場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項後段の許可の更新を受けようとする者は、同項の許可の期間の末日の2月前までに、市長に申請しなければならない。 3 市長は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。 4 市長は、センターの貸工場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。 第6条から第9条まで 略 (使用の許可の期間) 第10条 センターの貸工場に係る第5条第1項前段の許可の期間は、5年(新製品又は新技术の企業化に相当の期間を要することその他特別の理由があると市長が認めたときは、10年)以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可の期間の末日の翌日から起算して2年を超えない範囲内で	○盛岡市新事業創出支援センター条例 平成19年10月4日条例第57号 改正 略 盛岡市新事業創出支援センター条例 第1条から第4条まで 略 (使用の許可等) 第5条 センターの貸工場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項後段の許可の更新を受けようとする者は、同項の許可の期間の末日の2月前までに、市長に申請しなければならない。 3 市長は、第1項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、同項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上適当でないとき。 4 市長は、センターの貸工場の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。 第6条から第9条まで 略 (使用の許可の期間) 第10条 センターの貸工場に係る第5条第1項前段の許可の期間は、5年 以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日 から起算して7年を超えない範囲内で2回を限

改正後	改正前
同項後段の更新の許可をすることができる。 第11条から第26条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和2年条例第 号)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する新事業創出支援センターにあっては、指定管理者)は、この条例の施行の際現に新事業創出支援センターの貸工場を使用している者(この条例の施行の日前に改正前の盛岡市新事業創出支援センター条例第5条第1項後段の更新の許可を受けた者に限る。)に対し、改正後の盛岡市新事業創出支援センター条例第10条に規定する理由があると認めたときは、同条例第5条第1項前段の許可の期間の初日から起算して12年を超えない範囲内で、同項後段の更新の許可をすることができる。 別表 略	度として同項後段の更新の許可をすることができる。 第11条から第26条まで 略 附 則 略

議案第 29 号

盛岡市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

社会福祉法（昭和26年法第45号）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を新たに定めようとするものである。

2 条例の内容

無料低額宿泊所を管理運営する事業者が守るべき職員配置の基準、居室の要件基準、入居申込者に対する説明すべき内容の基準、構造設備の基準、その他運営に関する基準について定める。

また、居室の床面積の基準については、利用者の良好な生活環境を確保するため、基準省令にある居室の標準面積「7.43平方メートル以上」を「4.95平方メートル以上」に緩和するただし書きを盛り込まないこととする。

3 施行期日

令和2年4月1日（サテライト型住居に係る規定にあっては、令和4年4月1日）

○居室の床面積について

条例案	厚生労働省基準
条例第12条第6項第1号ウ 一の居室の床面積は、収納設備に係る床面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。	省令第12条第6項第1号ハ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。 <u>ただし、地域の事情によりこれにより難い場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。</u>

【参考】

「社会福祉法」（抜粋・令和2年4月1日施行）

（社会福祉住居施設の基準）

第68条の5第1項

都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

議案第 30 号

盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

1 制定の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の要件並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

総則として、趣旨、定義、事業者の要件などを定め、障害児通所支援の種類ごとに、次の基準を定める。

- (1) 人員に関する基準
- (2) 設備に関する基準
- (3) 運営に関する基準
- (4) その他必要な事項

3 施行期日

公布の日

4 その他の事項

(1) 制定の経緯

児童福祉法に定める指定障害児通所支援事業者の指定事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 174条の49の2の改正（以下「改正施行令」という。）より平成31年4月1日に都道府県から中核市に移譲されたことから、指定に係る基準を定める条例を新規に制定しようとするものである。

(2) 改正施行令の経過措置

改正施行令の経過措置として、同日から起算して1年を越えない期間内において、中核市の条例が制定施行されるまでの間は、都道府県が条例で定める基準をもって中核市の基準とみなす規定が設けられている。

(3) 検討経過

指定に係る基準を条例で定めるに当たっては、児童福祉法の規定により、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）に従い、

標準として又は参酌して定めることとされている。

条例案の作成に当たってこれらの基準を検討した結果、市において標準とすべき基準については基準省令の基準と異なる基準を設ける合理的理由がなく、また、参酌すべき基準については参酌した結果、基準省令の基準が適切であると判断されることから、いずれも基準省令の基準のとおりに定めようとするものである。

【参考】 障害児通所支援の種類

種類の名称	主な支援内容
児童発達支援	主として就学していない障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、児童発達支援を行う。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害児であって外出が困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
保育所等訪問支援	保育所、学校等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

(4) 対象事業所の数（令和元年12月1日現在）

通所支援の種類	市内事業所数	事業所定員総数	利用者数
児童発達支援	22か所	260人	179人
医療型児童発達支援	0か所	0人	8人
放課後等デイサービス	43か所	420人	567人
居宅訪問型児童発達支援	2か所	—	1人
保育所等訪問支援	9か所	—	16人

【附則第2項による改正】盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第50号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次及び第1条 略</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(3) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、</p>	<p>○盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第50号 改正 略 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人员、设备及び运营に関する基準等を定める条例</p> <p>目次及び第1条 略</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の定めるところによる。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(3) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、</p>

改正後	改正前
<p>て、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。</p> <p>(4) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(5) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。</p> <p>(6) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(7) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第1号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準条例第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p>	<p>て、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。</p> <p>(4) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(5) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。</p> <p>(6) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(7) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p>

改正後	改正前
第3条から第95条まで 略	第3条から第95条まで 略
第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
(1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第202条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第202条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。	(1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第202条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。
(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
第95条の3 略	第95条の3 略
第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた	第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた

改正後	改正前
めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	めの効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア若しくは第192条第1項第1号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号アに規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第56条に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第85条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア若しくは第192条第1項第1号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号アに規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定

改正後	改正前																
<p>看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第6項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあっては、18人) 以下とすること。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア若しくは第192条第1項第1号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号アに規定する通いサービスをいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。) の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。) を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第6項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。) (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) にあっては、18人) 以下とすること。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。) のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア若しくは第192条第1項第1号ア又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項第1号アに規定する通いサービスをいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。) の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。) を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人)までの範囲内とすること。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">登録定員</th> <th style="text-align: center;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">26人又は27人</td> <td style="text-align: center;">16人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28人</td> <td style="text-align: center;">17人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29人</td> <td style="text-align: center;">18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">登録定員</th> <th style="text-align: center;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">26人又は27人</td> <td style="text-align: center;">16人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28人</td> <td style="text-align: center;">17人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">29人</td> <td style="text-align: center;">18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着	(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着																

改正後	改正前
<p>型サービス基準条例第87条第1項第1号若しくは第196条第1項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第1項第1号の居間及び指定地域密着型サービス基準条例第87条第1項第2号若しくは第196条第1項第2号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第1項第2号の食堂をいう。以下同じ。) は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びに共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第95条の5及び第96条 略</p> <p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)のうち、通りサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア又は第192条第1項第1号アに規定する通りサービスをいう。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通りサービスを基準該当生活介護と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)を基礎該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</p>	<p>型サービス基準条例第87条第1項第1号若しくは第196条第1項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第1項第1号の居間及び指定地域密着型サービス基準条例第87条第1項第2号若しくは第196条第1項第2号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第1項第2号の食堂をいう。以下同じ。) は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通りサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びに共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第95条の5及び第96条 略</p> <p>第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)のうち、通りサービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア又は第192条第1項第1号アに規定する通りサービスをいう。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通りサービスを基準該当生活介護と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。)を基礎該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</p>

改正後	改正前
<p>については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア又は第192条第1項第1号アに規定する登録者をいう。第150条の2及び第160条の2において同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は<u>指定通所支援基準条例第66条</u></p> <p>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>指定通所支援基準条例第89条</u>において適用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等ディーサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）にあっては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は<u>指定通所支援基準条例第66条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>同条</u></p>	<p>については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項第1号ア又は第192条第1項第1号アに規定する登録者をいう。第150条の2及び第160条の2において同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は<u>児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第131号）附則第2条第4項の規定により既存の児童福祉法（同条第2項に規定する既存の児童福祉法をいう。）第21条の5の4第1項第2号の規定に基づき条例で定める基準とみなされる社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号。以下「県条例」という。）第3条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>同条</u></u></p> <p>の規定により基準該当放課後等ディーサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）にあっては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は<u>児童条例第3条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>同条</u></p>

改正後	改正前																
<p><u>所支援基準条例第89条</u>において適用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等ディーサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">登録定員</th> <th style="width: 70%;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第1項第1号の居間及び同項第2号の食堂を除く。第150条の2及び第160条の2において同じ。）は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は<u>指定通所支援基準条例第66条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>指定通所支援基準条例第89条</u>において適用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等ディーサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>の規定により基準該当放課後等ディーサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">登録定員</th> <th style="width: 70%;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第1項第1号の居間及び同項第2号の食堂を除く。第150条の2及び第160条の2において同じ。）は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通りサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は<u>児童条例第3条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>同条</u></p> <p>の規定により基準該当放課後等ディーサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																

改正後	改正前
<p><u>基準条例第66条</u>の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、6人)までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ又は第196条第2項第2号ウ)に規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	<p>の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、6人)までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ又は第196条第2項第2号ウ)に規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
第112条から第150条まで 略	第112条から第150条まで 略
<p>第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち、通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等について適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第89条において策用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等デイ</p>	<p>第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち、通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は県条例第3条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条</p>
	<p>の規定により基準該当放課後等デイ</p>

改正後	改正前																
<p>サービスとみなされる通いサービスを利用するするために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。) を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人) 以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス又は<u>指定通所支援基準条例第66条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>指定通所支援基準条例第89条</u>において適用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等ディーサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。) を登録定員の2分の1から15人 (登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人) までの範囲内とすること。</p>	<p>イサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。) を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人) 以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス又は<u>県条例第3条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">登録定員</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">利用定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">26人又は27人</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">16人</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">28人</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">17人</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">29人</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">18人</td></tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">登録定員</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">利用定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">26人又は27人</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">16人</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">28人</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">17人</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">29人</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">18人</td></tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
<p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定に</p>	<p>規定により基準該当放課後等ディーサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。) を登録定員の2分の1から15人 (登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人) までの範囲内とすること。</p> <p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス若しくは同条</p>																

改正後	改正前
<p>より基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス又は<u>指定通所支援基準条例第66条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>指定通所支援基準条例第89条</u>において適用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等ディーサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第151条から第160条まで 略</p> <p>第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練 (生活訓練) が提供されていないこと等により自立訓練 (生活訓練) を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち、通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練 (生活訓練) と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練 (生活訓練) 事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等について適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス又は<u>指定通所支援基準条例第66条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>指定通所支援基準条例第89条</u>において適用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等ディーサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数</p>	<p>より基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス又は<u>県条例第3条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条</p> <p>の規定により基準該当放課後等ディーサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第151条から第160条まで 略</p> <p>第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練 (生活訓練) が提供されていないこと等により自立訓練 (生活訓練) を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち、通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練 (生活訓練) と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練 (生活訓練) 事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等について適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス又は<u>県条例第3条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条</p>
	<p>の規定により基準該当放課後等ディーサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数</p>

改正後	改正前																
<p>の上限をいう。以下この条において同じ。) を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人) 以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス又は<u>指定通所支援基準条例第66条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>指定通所支援基準条例第89条</u>において準用する<u>指定通所支援基準条例第66条</u>の規定により基準該当放課後等ディサービスとみなされる通いサービスを受けける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。) を登録定員の2分の1から15人 (登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人) までの範囲内とすること。</p>	<p>の上限をいう。以下この条において同じ。) を29人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人) 以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス又は<u>県条例第3条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは<u>同条</u>の規定により基準該当放課後等ディサービスとみなされる通いサービスを受けける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。) を登録定員の2分の1から15人 (登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、同表の当該右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては12人) までの範囲内とすること。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">登録定員</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">26人又は27人</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">16人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">28人</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">17人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">29人</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">登録定員</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">26人又は27人</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">16人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">28人</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">17人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">29人</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">18人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
登録定員	利用定員																
26人又は27人	16人																
28人	17人																
29人	18人																
<p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス又は<u>指定通所支援基準条例第66条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされ</p>	<p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス又は<u>県条例第3条</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされ</p>																

改正後	改正前
<p>る通いサービス若しくは<u>指定通所支援基準条例第89条</u>において準用する<u>指定通所支援基準条例第66条</u>の規定により基準該当放課後等ディサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練 (生活訓練) 事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第161条から第201条の12まで 略</p> <p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所、指定自立訓練 (生活訓練) 事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所 (指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。) 並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所 (<u>指定通所支援基準条例第66条</u>に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。) 及び指定放課後等ディサービス事業所 (以下「多機能型事業所」と総称する。) は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第5項、第143条第5項及び第6項、第153条第5項、第163条第3項及び第4項並びに第174条第3項 (第187条において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者 (医師及びサービス管理責任者を除く。) のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができます。</p> <p>2 多機能型事業所 (指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等ディサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。) は、第80条第1項第3号及び第6項、第143条第1項第2号及び第7項、第153条第1項第3号及び第6項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第4項 (これらの規定を第187条において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の</p>	<p>る通いサービス若しくは<u>同条</u>の規定により基準該当放課後等ディサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) この条の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練 (生活訓練) 事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第161条から第201条の12まで 略</p> <p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所、指定自立訓練 (生活訓練) 事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所 (指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。) 並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所 (<u>指定通所支援基準第66条</u>に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。) 及び指定放課後等ディサービス事業所 (以下「多機能型事業所」と総称する。) は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第5項、第143条第5項及び第6項、第153条第5項、第163条第3項及び第4項並びに第174条第3項 (第187条において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者 (医師及びサービス管理責任者を除く。) のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができます。</p> <p>2 多機能型事業所 (指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等ディサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。) は、第80条第1項第3号及び第6項、第143条第1項第2号及び第7項、第153条第1項第3号及び第6項、第163条第1項第3号及び第5項並びに第174条第1項第2号及び第4項 (これらの規定を第187条において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の</p>

改正後	改正前
<p>厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上 (2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>第203条から第211条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和2年条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 2から5まで 略</p>	<p>厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上 (2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>第203条から第211条まで 略 附 則 略</p>

【附則第3項による改正】盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第52号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第87条まで 略 第9章 多機能型に関する特例 (規範に関する特例) 第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第 号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすること</p>	<p>○盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第52号 改正 略 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第87条まで 略 第9章 多機能型に関する特例 (規範に関する特例) 第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第56条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすること</p>

ができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能別訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上

(2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合には、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。

(3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合は、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行うすべての事業を通じて5人以上とすることができます。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合は、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行うすべての事業を通じて5人以上とすることができます。

4 山間のへき地その他の地域であって基準省令第89条第4項の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能別訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び第89条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができます。

(職員の員数等の特例)

ができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上

(2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合は、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。

(3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上

前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行うすべての事業を通じて5人以上とすることができます。

多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行うすべての事業を通じて5人以上とすることができます。

山間のへき地その他の地域であって基準省令第89条第4項の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行なう多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行なう多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び第89条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができます。

(職員の員数等の特例)

第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第39条第6項、第52条第6項及び第7項、第59条第6項、第63条第4項及び第5項並びに第74条第4項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第7項、第52条第1項第3号及び第8項、第59条第1項第4号及び第7項、第63条第1項第4号及び第6項並びに第74条第1項第3号及び第5項（これらの規定を第87条において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第90条第2項の厚生労働大臣が定めるものと同一の事業所であるとみなして、当該同一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上

(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40人又は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

- 3 前条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第39条第1項第3号エ及び第6項、第52条第1項第2号エ及び第7項、第59条第1項第2号及び第6項並びに第87条において準用する第74条第1項第2号及び第4項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の

89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行なう事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第39条第6項、第52条第6項及び第7項、第59条第6項、第63条第4項及び第5項並びに第74条第4項（第87条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行なう事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号及び第7項、第52条第1項第3号及び第8項、第59条第1項第4号及び第7項、第63条第1項第4号及び第6項並びに第74条第1項第3号及び第5項（これらの規定を第87条において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行なう多機能型事業所のうち基盤省令第90条第2項の厚生労働大臣が定めるものを第一の事業所であるとみなして、当該第一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。
この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上

(2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40人未満は40人に満たない端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

- 3 前条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第39条第1項第3号エ及び第6項、第52条第1項第2号エ及び第7項、第59条第1項第2号及び第6項並びに第87条において準用する第74条第1項第2号及び第4項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に属くべき生活支援員の

<p>数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者 (2) 就労継続支援B型の利用者</p> <p>第90条及び第91条 略 附 則 略 附 則（令和2年条例第1号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2から5まで 略</p>	<p>数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者 (2) 就労継続支援B型の利用者</p> <p>第90条及び第91条 略</p>
---	---

【附則第4項による改正】盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月25日条例第62号</p> <p>改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次及び第1条から第113条まで 略 第5節 共生型居宅サービスに関する基準 (共生型通所介護の基準)</p> <p>第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第 号）<u>以下この条において「指定通所支援基準条例」という。</u>）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。）を提供する事業者を</p> <p>○盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>平成24年12月25日条例第62号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>目次及び第1条から第113条まで 略 第5節 共生型居宅サービスに関する基準 (共生型通所介護の基準)</p> <p>第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。）を提供する事業者を</p>	

除く。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立支援（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第115条から第277条まで 略

附 則 略

附 則（令和2年条例第 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2から5まで 略

【附則第5項による改正】盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第64号	○盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月25日条例第64号
改正 略	改正 略
<u>令和2年 月 日条例第 号</u>	
盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
目次及び第1条から第60条の20まで 略	目次及び第1条から第60条の20まで 略
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準 (共生型地域密着型通所介護の基準)	第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準 (共生型地域密着型通所介護の基準)
第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第50号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。), 指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。), 指定児童発達支援事業者(盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和2年条例第1号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児	第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第50号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。)第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。), 指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。), 指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児

を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。），指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。），指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。），指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。），指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第60条の20の3から第204条まで 路

附 則 略

附 則（令和2年条例第1号）

（施行期日）

を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。），指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。），指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。），指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。），指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第60条の20の3から第204条まで 路

附 則 略

1 この条例は、公布の日から施行する。

2から5まで 路

議案第 31 号

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

収入を申告することが困難な事情を有する入居者の家賃の算定方法を定め、連帯保証人が備えるべき要件のうち住所に係る要件を廃止するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 入居者の家賃について、認知症である者、知的障がい者、精神障がい者等で収入の申告をすることが困難な事情にあると市長が認める者については、収入申告義務を免除し、公営住宅法に基づく収入調査により把握した収入に応じた家賃を課すことができるものとする。
- (2) 連帯保証人の要件について、「盛岡市、滝沢市、岩手郡平石町、紫波郡紫波町及び同郡矢巾町の区域内に住所を有すること。」を削除する。
- (3) 入居の要件である「市町村民税の滞納がない者」に「（滞納していることについてやむを得ない事情があると市長が認める者を含む。）」を加える。

3 施行期日

公布の日

【第1条】盛岡市改良住宅条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市改良住宅条例 第1条から第7条まで 略 (一般入居者の資格)</p> <p>第8条 第6条第1項及び前条の場合において、改良住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては、第2号及び第4号から第6号まで）に掲げる要件を備えている者でなければならぬ。</p> <p>(1) その者の収入がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに定める金額を超えないこと。 ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 13万9,000円 (ア) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (イ) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等 (オ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経</p>	<p>○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号 改正 略</p> <p>盛岡市改良住宅条例 第1条から第7条まで 略 (一般入居者の資格)</p> <p>第8条 第6条第1項及び前条の場合において、改良住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあつては、第2号及び第4号から第6号まで）に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 13万9,000円 (ア) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (イ) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等 (オ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経</p>

改正後	改正前
<p>過していないもの</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 13万9,000円</p> <p>ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 13万9,000円</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 11万4,000円</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者（滞納していることについてやむを得ない事情があると市長が認める者を含む。）であること。</p> <p>(4) 過去に改良住宅（市営住宅（盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該改良住宅の使用に係る債務がないこと。</p> <p>(5) 過去5年以内に第31条第1項各号のいずれかに該当することにより改良住宅を退去させられた者でないこと。</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者</p> <p>_____が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>第8条の2及び第9条 略 (一般入居者の選考)</p> <p>第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき改良住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p>	<p>過していないもの</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 13万9,000円</p> <p>ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 13万9,000円</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 11万4,000円</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者</p> <p>_____であること。</p> <p>(4) 過去に改良住宅（市営住宅（盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該改良住宅の使用に係る債務がないこと。</p> <p>(5) 過去5年以内に第31条第1項各号のいずれかに該当することにより改良住宅を退去させられた者でないこと。</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事实上婚姻關係と同様の立場にある者その他婚姻の予約者を含む。第10条第3項及び第13条の3第1項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>第8条の2及び第9条 略 (一般入居者の選考)</p> <p>第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき改良住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p>

改正後	改正前
(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者 (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者 (3) 住宅の規制、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者 (4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。） (5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者 (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者	(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者 (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者 (3) 住宅の規制、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者 (4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。） (5) 住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者 (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかなる者
2 前項の規定により選考された者の数が、入居させるべき改良住宅の戸数を超える場合は、公開抽選によつてその戸数に相当する数の入居者を決定する。	2 前項の規定により選考された者の数が、入居させるべき改良住宅の戸数を超える場合は、公開抽選によつてその戸数に相当する数の入居者を決定する。
3 市長は、第1項に規定する者のうち、第7条に規定する理由に係る者、20歳未満の子を扶養している寡婦、引扱者、炭鉱離職者又は市長が定める要件を備えている老人若しくは心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族（姉妹の届出をしていないが事实上婚姻關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）が心身障害者である者を含む。）で、速やかに改良住宅に入居することを要するものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした改良住宅に優先的に選考して入居させることができる。	3 市長は、第1項に規定する者のうち、第7条に規定する理由に係る者、20歳未満の子を扶養している寡婦、引扱者、炭鉱離職者又は市長が定める要件を備えている老人若しくは心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族（姉妹の届出をしていないが事实上婚姻關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）が心身障害者である者を含む。）で、速やかに改良住宅に入居することを要するものについては、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした改良住宅に優先的に選考して入居させることができる。
第11条 略 (入居手続)	第11条 略 (入居手続)
第12条 改良住宅の入居決定者は、入居者としての決定のあつた日の翌日から起算して15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。	第12条 改良住宅の入居決定者は、入居者としての決定のあつた日の翌日から起算して15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

改正後	改正前
(1) 連帯保証人の連署する請書その他市長が必要と認める書類を提出すること。 (2) 第16条の規定により敷金を納付すること。	(1) 連帯保証人の連署する請書その他市長が必要と認める書類を提出すること。 (2) 第16条の規定により敷金を納付すること。
2 改良住宅の入居決定者は、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることをできないときは、同項の規定にかかわらず、市長が指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。	2 改良住宅の入居決定者は、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることをできないときは、同項の規定にかかわらず、市長が指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。
3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととことができる。	3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととができる。
4 市長は、改良住宅の入居決定者が、第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、改良住宅の入居の決定を取り消すことができる。	4 市長は、改良住宅の入居決定者が、第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、改良住宅の入居の決定を取り消すことができる。
5 市長は、改良住宅の入居決定者が、第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し入居可能日を通知しなければならない。	5 市長は、改良住宅の入居決定者が、第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し入居可能日を通知しなければならない。
6 改良住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から起算して15日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 (連帯保証人)	6 改良住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から起算して15日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 (連帯保証人)
第13条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者で市長が適当と認めるものでなければならない。 (1) 独立の生計を営んでいること。 (2) 入居者と同程度以上の収入を有すること。 (3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。	第13条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者で市長が適当と認めるものでなければならない。ただし、第1号の要件にあっては、特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。 (1) 盛岡市、滝沢市、岩手郡早石町、紫波郡紫波町及び同郡矢巾町の区域内に住所を有すること。 (2) 独立の生計を営んでいること。 (3) 入居者と同程度以上の収入を有すること。 (4) 市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。
2 入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。	2 入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。
3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該連	3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該連

改正後	改正前
常保証人を変更しなければならない。 (1) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。 (2) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。 (3) 所在が不明になつたとき又は死亡したとき。	常保証人を変更しなければならない。 (1) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。 (2) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。 (3) 所在が不明になつたとき又は死亡したとき。
第13条の2 略 (同居の承認)	第13条の2 略 (同居の承認)
第13条の3 改良住宅の入居者は、当該改良住宅の入居の際に同居した者以外の者を同居させようとするときは、市長の定めるところにより、当該同居について市長の承認を得なければならない。	第13条の3 改良住宅の入居者は、当該改良住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の定めるところにより、当該同居について市長の承認を得なければならない。
2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。 (家賃の決定)	2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。 (家賃の決定)
第14条 改良住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第26条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額（当該算出した額が法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（昭和26年法律第193号）第12条第1項に規定する方法により算出した額（以下「家賃限度額」という。）を超える場合は、当該家賃限度額）とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第29条第1項の規定に基づく請求を行つたにもかかわらず、改良住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅の家賃は、家賃限度額とする。	第14条 改良住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第26条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額（当該算出した額が法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（昭和26年法律第193号）第12条第1項に規定する方法により算出した額（以下「家賃限度額」という。）を超える場合は、当該家賃限度額）とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第29条第1項の規定に基づく請求を行つたにもかかわらず、改良住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅の家賃は、家賃限度額とする。
2 公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、市長が定める。	2 公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、市長が定める。
3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額とする。	3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額とする。

改正後	改正前
4 市長は、改良住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び第29条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の改良住宅の毎月の家賃を、毎年度、公営住宅法施行令第2条に規定する方法により、第29条第1項の規定による基準の簡便の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該改良住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。 (収入の申告等)	第14条の2 改良住宅の入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。
第14条の2 改良住宅の入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。	第14条の2 改良住宅の入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。
2 前項の規定による収入の申告は、市長の定めるところによる。	2 前項の規定による収入の申告は、市長の定めるところによる。
3 市長は、第1項の規定による収入の申告又は第29条第1項の規定による基準の簡便の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した入居者の収入に基づき収入の額を認定し、当該認定した額を入居者に通知するものとする。	3 市長は、第1項の規定による収入の申告
4 入居者は、前項の規定により認定された額について、市長の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、同項の規定により認定した額を更正するものとする。	4 入居者は、前項の規定により認定された額について、市長の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、同項の規定により認定した額を更正するものとする。
第15条から第25条の2まで 略 (収入超過者の認定)	第15条から第25条の2まで 略 (収入超過者の認定)
第26条 市長は、毎年度、第14条の2第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第8条第1号の金額を超える場合において、当該入居者が、当該認定した日において、入居可能日（第7条第2号、第6号若しくは第7号に掲げ	第26条 市長は、毎年度、第14条の2第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第8条第1号の金額を超える場合において、当該入居者が、当該認定した日において、入居可能日（第7条第2号、第6号若しくは第7号に掲げ

改正後	改正前																								
<p>る理由により他の改良住宅に入居した場合は又は第13条の2第1項の規定により入居の承諾をした場合にあつては、当初の入居可能日）から引き続きた3年以上改良住宅に入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 入居者は、前項の規定による認定に対し、市長の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。</p> <p>第27条 略 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第28条 第26条第1項の規定により収入超過者として認定された入居者は、第14条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じた日から明渡しの日までの間）、公営住宅法施行令第8条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する方法（当該入居者の収入が15万8,000円以下の額である場合にあつては、第14条第1項本文に規定する方法）により算出した額（当該算出した額が次項に規定する額（以下「法定上限額」という。）を超える場合にあつては、当該法定上限額）を毎月その月分の家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 法定上限額は、第14条に規定する家賃限度額に次の表の左欄及び中欄に定める区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める倍率を乗じて得た額を、家賃限度額に加えて得た額とする。</p>	<p>る理由により他の改良住宅に入居した場合は又は第13条の2第1項の規定により入居の承諾をした場合にあつては、当初の入居可能日）から引き続きた3年以上改良住宅に入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 入居者は、前項の規定による認定に対し、市長の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。</p> <p>第27条 略 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第28条 第26条第1項の規定により収入超過者として認定された入居者は、第14条第1項_____の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じた日から明渡しの日までの間）、公営住宅法施行令第8条第2項_____</p>																								
	<p>（当該入居者の収入が15万8,000円以下の額である場合にあつては、第14条第1項本文に規定する方法）により算出した額（当該算出した額が次項に規定する額（以下「法定上限額」という。）を超える場合にあつては、当該法定上限額）を毎月その月分の家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 法定上限額は、第14条に規定する家賃限度額に次の表の左欄及び中欄に定める区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める倍率を乗じて得た額を、家賃限度額に加えて得た額とする。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">入居者の収入</th> <th style="text-align: center;">倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">第8条第1号アから ウまでに掲げる場合 に該当する場合</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合</td> <td style="width: 33%;">0.3</td> </tr> <tr> <td>15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>19万1,000円を超える場合</td> <td>0.8</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	入居者の収入	倍率	第8条第1号アから ウまでに掲げる場合 に該当する場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合</td> <td style="width: 33%;">0.3</td> </tr> <tr> <td>15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>19万1,000円を超える場合</td> <td>0.8</td> </tr> </table>	13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3	15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5	19万1,000円を超える場合	0.8		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">入居者の収入</th> <th style="text-align: center;">倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">第8条第1号アから ウまでに掲げる場合 に該当する場合</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合</td> <td style="width: 33%;">0.3</td> </tr> <tr> <td>15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>19万1,000円を超える場合</td> <td>0.8</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	入居者の収入	倍率	第8条第1号アから ウまでに掲げる場合 に該当する場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合</td> <td style="width: 33%;">0.3</td> </tr> <tr> <td>15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>19万1,000円を超える場合</td> <td>0.8</td> </tr> </table>	13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3	15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5	19万1,000円を超える場合	0.8	
区分	入居者の収入	倍率																							
第8条第1号アから ウまでに掲げる場合 に該当する場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合</td> <td style="width: 33%;">0.3</td> </tr> <tr> <td>15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>19万1,000円を超える場合</td> <td>0.8</td> </tr> </table>	13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3	15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5	19万1,000円を超える場合	0.8																		
13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3																								
15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5																								
19万1,000円を超える場合	0.8																								
区分	入居者の収入	倍率																							
第8条第1号アから ウまでに掲げる場合 に該当する場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合</td> <td style="width: 33%;">0.3</td> </tr> <tr> <td>15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>19万1,000円を超える場合</td> <td>0.8</td> </tr> </table>	13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3	15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5	19万1,000円を超える場合	0.8																		
13万9,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3																								
15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5																								
19万1,000円を超える場合	0.8																								

改正後	改正前																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第8条第1号エに掲 げる場合に該当する 場合</th> <th style="text-align: center;">11万4,000円を超え15万8,000円以 下の場合</th> <th style="text-align: center;">0.3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19万1,000円を超える場合</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>	第8条第1号エに掲 げる場合に該当する 場合	11万4,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3		15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5		19万1,000円を超える場合	0.8	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第8条第1号エに掲 げる場合に該当する 場合</th> <th style="text-align: center;">11万4,000円を超え15万8,000円以 下の場合</th> <th style="text-align: center;">0.3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19万1,000円を超える場合</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>	第8条第1号エに掲 げる場合に該当する 場合	11万4,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3		15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5		19万1,000円を超える場合	0.8
第8条第1号エに掲 げる場合に該当する 場合	11万4,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3																	
	15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5																	
	19万1,000円を超える場合	0.8																	
第8条第1号エに掲 げる場合に該当する 場合	11万4,000円を超え15万8,000円以 下の場合	0.3																	
	15万8,000円を超え19万1,000円以 下の場合	0.5																	
	19万1,000円を超える場合	0.8																	
<p>3 第15条第2項から第4項まで及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。この場合において、同条中「家賃又は敷金」とあるのは、「家賃」と読み替えるものとする。 (収入状況の報告の請求等)</p> <p>第29条 市長は、第14条第1項若しくは第4項若しくは前条第1項の規定による家賃の決定、第18条の規定による家賃若しくは敷金の軽減若しくは支払の猶予又は第31条第1項の規定による明渡しの請求に關し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の關係人に報告を求め、又は官公署に対し必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する権限を当該職員を指定して行わせることができる。</p> <p>3 市長又は当該職員は、第1項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は密用してはならない。</p> <p>第30条から第41条まで 略 附 則 略 附 則（令和2年条例第 2号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>3 第15条第2項から第4項まで及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。この場合において、同条中「家賃又は敷金」とあるのは、「家賃」と読み替えるものとする。 (収入状況の報告の請求等)</p> <p>第29条 市長は、第14条第1項若しくは_____第28条第1項の規定による家賃の決定、第18条の規定による家賃若しくは敷金の軽減若しくは支払の猶予又は第31条第1項の規定による明渡しの請求に關し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の關係人に報告を求め、又は官公署に対し必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する権限を当該職員を指定して行わせることができる。</p> <p>3 市長又は当該職員は、第1項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は密用してはならない。</p> <p>第30条から第41条まで 略 附 則 略</p>																		

【第2条】盛岡市市営住宅条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次及び第1条から第5条まで 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅（特定住宅を除く。）に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあっては、第2号及び第4号から第6号まで）に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに定める金額を超えないこと。 ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 21万4,000円 (ア) 残障病者特別援助法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する残障病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (イ) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p>	<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略</p> <p>盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次及び第1条から第5条まで 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅（特定住宅を除く。）に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあっては、第2号及び第4号から第6号まで）に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 21万4,000円 (ア) 残障病者特別援助法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する残障病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (イ) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p>

改正後	改正前
<p>(オ) 海外からの引掛者で本邦に引き掛けた日から起算して5年を経過していないもの イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 21万4,000円 ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 21万4,000円 エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げた市営住宅に入居する場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円） オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8,000円 (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者（滞納していることについてやむを得ない事情があると市長が認める者を含む。）であること。 (4) 過去に市営住宅（改良住宅（盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあっては、未納の家賃等当該市営住宅の使用に係る債務がないこと。 (5) 過去5年以内に第43条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当することにより市営住宅を退去させられた者でないこと。 (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他候の予約者</p>	<p>(オ) 海外からの引掛者で本邦に引き掛けた日から起算して5年を経過していないもの イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 21万4,000円 ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 21万4,000円 エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げた市営住宅に入居する場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円） オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8,000円 (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者 であること。 (4) 過去に市営住宅（改良住宅（盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあっては、未納の家賃等当該市営住宅の使用に係る債務がないこと。 (5) 過去5年以内に第43条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当することにより市営住宅を退去させられた者でないこと。 (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他候の予約者</p>

改正後	改正前
<p>_____が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 前項第1号エに規定する市営住宅に入居することができる者は、同項各号に掲げる要件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 特定住宅に入居することができる者は、第1項各号に掲げる要件を備えているほか、次の各号に掲げる特定住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 身体障害者用住宅 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害（下肢又は体幹の肢体不自由に限る。）の級別が1級若しくは2級のもの（車いすを常用している者に限る。）又はその者及びその者の親族（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第9条第3項及び第14条第2項において同じ。）で構成されている世帯に属する者であること。</p> <p>(2) 高齢者世話付住宅 次のア、イ又はウのいずれかに該当する世帯に属する者であること。</p> <p>ア 日常生活が可能な程度の健康状態であるが独立して生活することに健康上の不安があるため常時の安否の確認等を必要と認める60歳以上の者の単身の世帯</p> <p>イ アに規定する高齢者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。ウにおいて同じ。）で構成される世帯</p> <p>ウ アに規定する高齢者及びその者の60歳以上の親族（配偶者を除く。）</p>	<p>_____が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>前項第1号エに規定する市営住宅に入居することができる者は、同項各号に掲げる要件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>特定住宅に入居することができる者は、第1項各号に掲げる要件を備えているほか、次の各号に掲げる特定住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 身体障害者用住宅 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害（下肢又は体幹の肢体不自由に限る。）の級別が1級若しくは2級のもの（車いすを常用している者に限る。）又はその者及びその者の親族</p> <p>_____で構成されている世帯に属する者であること。</p> <p>(2) 高齢者世話付住宅 次のア、イ又はウのいずれかに該当する世帯に属する者であること。</p> <p>ア 日常生活が可能な程度の健康状態であるが独立して生活することに健康上の不安があるため常時の安否の確認等を必要と認める60歳以上の者の単身の世帯</p> <p>イ アに規定する高齢者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。ウにおいて同じ。）で構成される世帯</p> <p>ウ アに規定する高齢者及びその者の60歳以上の親族（配偶者を除く。）</p>
<p>1人で構成される世帯</p> <p>4 市長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、市営住宅の規模、設備又は間取りに応じ、当該市営住宅に入居することができる者の年齢、世帯構成その他の事項に關し必要な要件を定めることができる。</p> <p>第7条から第11条まで 略 (入居の手続)</p> <p>第12条 市営住宅の入居決定者は、入居者としての決定のあった日の翌日から起算して15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書その他市長が必要と認める書類を提出すること。</p> <p>(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 市営住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から起算して15日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第13条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者で市長が適當と認めるものでなければならない。</p>	<p>1人で構成される世帯</p> <p>4 市長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、市営住宅の規模、設備又は間取りに応じ、当該市営住宅に入居することができる者の年齢、世帯構成その他の事項に關し必要な要件を定めることができる。</p> <p>第7条から第11条まで 略 (入居の手続)</p> <p>第12条 市営住宅の入居決定者は、入居者としての決定のあった日の翌日から起算して15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書その他市長が必要と認める書類を提出すること。</p> <p>(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 市営住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から起算して15日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第13条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者で市長が適當と認めるものでなければならない。ただし、第1号の要件にあっては、特別の事</p>

改正後	改正前
<p>1人で構成される世帯</p> <p>4 市長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、市営住宅の規模、設備又は間取りに応じ、当該市営住宅に入居することができる者の年齢、世帯構成その他の事項に關し必要な要件を定めることができる。</p> <p>第7条から第11条まで 略 (入居の手続)</p> <p>第12条 市営住宅の入居決定者は、入居者としての決定のあった日の翌日から起算して15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書その他市長が必要と認める書類を提出すること。</p> <p>(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 市営住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から起算して15日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第13条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者で市長が適當と認めるものでなければならない。</p>	<p>1人で構成される世帯</p> <p>4 市長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、市営住宅の規模、設備又は間取りに応じ、当該市営住宅に入居することができる者の年齢、世帯構成その他の事項に關し必要な要件を定めることができる。</p> <p>第7条から第11条まで 略 (入居の手続)</p> <p>第12条 市営住宅の入居決定者は、入居者としての決定のあった日の翌日から起算して15日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人の連署する請書その他市長が必要と認める書類を提出すること。</p> <p>(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し入居可能日を通知しなければならない。</p> <p>6 市営住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から起算して15日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第13条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者で市長が適當と認めるものでなければならない。ただし、第1号の要件にあっては、特別の事</p>

改正後	改正前
<p>(1) 独立の生計を営んでいること。 (2) 入居者と同程度以上の収入を有すること。 (3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。</p> <p>2 入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該連帯保証人を変更しなければならない。 (1) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。 (2) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。 (3) 所在が不明になったとき又は死亡したとき。 (同居の承認)</p> <p>第14条 市営住宅（高齢者世話付住宅を除く。）の入居者は、当該市営住宅の入居の際に同居した者以外の者を同居させようとするときは、市長の定めるところにより、当該同居について市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定は、高齢者世話付住宅の入居者について準用する。この場合において、同項中「当該市営住宅の入居の際に同居した者以外の者を同居させようとするとき」とあるのは、「親族を同居させようとするとき又は当該特定住宅の入居の際に同居した親族以外の親族を同居させようとするとき」と読み替えるものとする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、これらの規定による承認をしてはならない。 (入居の承認等)</p> <p>第15条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続ぎ当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、市長の定めるところにより、入居の承認について市長の承認を得なければならない。</p>	<p>情報があると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 盛岡市、滝沢市、岩手郡平石町、紫波郡紫波町及び同郡矢巾町の区域内に住所を有すること。 (2) 独立の生計を営んでいること。 (3) 入居者と同程度以上の収入を有すること。 (4) 市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。</p> <p>2 入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該連帯保証人を変更しなければならない。 (1) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。 (2) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。 (3) 所在が不明になったとき又は死亡したとき。 (同居の承認)</p> <p>第14条 市営住宅（高齢者世話付住宅を除く。）の入居者は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の定めるところにより、当該同居について市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定は、高齢者世話付住宅の入居者について準用する。この場合において、同項中「当該市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするとき」とあるのは、「親族を同居させようとするとき又は当該特定住宅の入居の際に同居した親族以外の親族を同居させようとするとき」と読み替えるものとする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、これらの規定による承認をしてはならない。 (入居の承認等)</p> <p>第15条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続ぎ当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、市長の定めるところにより、入居の承認について市長の承認を得なければならない。</p>
<p>第16条 市営住宅の毎月の京賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の京賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定に基づく請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の京賃は、近傍同種の住宅の京賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が定める。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の京賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各自に掲げる者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、</p>	<p>第16条 市営住宅の毎月の京賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の京賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定に基づく請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の京賃は、近傍同種の住宅の京賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が定める。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の京賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p>

改正後	改正前
<p>ろにより、入居の承認について市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 特定住宅の入居者又は同居者は、当該特定住宅に入居している第6条第3項第1号に規定する身体障害者又は同項第2号アに規定する高齢者が死亡したとき、退去したときその他同項又は同条第4項に規定する要件を欠くに至ったときは、市長の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により引き続ぎ当該市営住宅に居住を希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。 (家賃の決定)</p> <p>第16条 市営住宅の毎月の京賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の京賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定に基づく請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の京賃は、近傍同種の住宅の京賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が定める。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の京賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条各自に掲げる者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、</p>	<p>ろにより、入居の承認について市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 特定住宅の入居者又は同居者は、当該特定住宅に入居している第6条第3項第1号に規定する身体障害者又は同項第2号アに規定する高齢者が死亡したとき、退去したときその他同項又は同条第4項に規定する要件を欠くに至ったときは、市長の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により引き続ぎ当該市営住宅に居住を希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。 (家賃の決定)</p> <p>第16条 市営住宅の毎月の京賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の京賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定に基づく請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の京賃は、近傍同種の住宅の京賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が定める。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の京賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p>

改正後	改正前
<p>当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条に規定する方法により、第37条第1項の規定による特類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経年年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第17条 市営住宅の入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による収入の申告は、市長の定めるところによる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告又は第37条第1項の規定による特類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した入居者の収入に基づき収入の額を認定し、当該認定した額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 入居者は、前項の規定により認定された額について、市長の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、同項の規定により認定した額を更正するものとする。</p> <p>第18条から第29条まで 略</p> <p>(収入超過者等の認定)</p> <p>第30条 市長は、毎年度、第17条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第1号の金額を超えるか、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 市長は、第17条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超えるか、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>3 入居者は、前2項の規定による認定に対し、市長の定めるところにより、</p>	<p>(収入の申告等)</p> <p>第17条 市営住宅の入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による収入の申告は、市長の定めるところによる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告</p> <p>_____に基づき収入の額を認定し、当該認定した額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 入居者は、前項の規定により認定された額について、市長の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、同項の規定により認定した額を更正するものとする。</p> <p>第18条から第29条まで 略</p> <p>(収入超過者等の認定)</p> <p>第30条 市長は、毎年度、第17条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第1号の金額を超えるか、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 市長は、第17条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超えるか、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>3 入居者は、前2項の規定による認定に対し、市長の定めるところにより、</p>

改正後	改正前
<p>意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。</p> <p>第31条 略</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第32条 第30条第1項の規定により収入超過者として認定された入居者は、第16条第1項及び第4項の規定にかかるわらず、当該認定に係る期間（入居者が当該期間中に市営住宅を明渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から明渡しの日までの間）, 令第8条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する方法により算出した額を毎月その月分の家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 第18条第2項から第4項まで及び第21条の規定は、前項の家賃について準用する。この場合において、同条中「家賃又は敷金」とあるのは、「家賃」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条 略</p> <p>(高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第34条 第30条第2項の規定により高額所得者として認定された入居者は、第16条第1項及び第4項並びに第32条第1項の規定にかかるわらず、当該認定に係る期間（入居者が当該期間中に市営住宅を明渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から明渡しの日までの間）, 近傍同種の住宅の家賃に相当する額を毎月その月分の家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者は、同項の期限が到来しても市営住宅を明渡さない場合は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行った日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。</p> <p>3 第18条第2項から第3項までの規定は第1項の家賃について、第21条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について準用する。この場合において、</p>	<p>意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。</p> <p>第31条 略</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第32条 第30条第1項の規定により収入超過者として認定された入居者は、第16条第1項_____の規定にかかるわらず、当該認定に係る期間（入居者が当該期間中に市営住宅を明渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から明渡しの日までの間）, 令第8条第2項_____に規定する方法により算出した額を毎月その月分の家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 第18条第2項から第4項まで及び第21条の規定は、前項の家賃について準用する。この場合において、同条中「家賃又は敷金」とあるのは、「家賃」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条 略</p> <p>(高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第34条 第30条第2項の規定により高額所得者として認定された入居者は、第16条第1項及び_____第32条第1項の規定にかかるわらず、当該認定に係る期間（入居者が当該期間中に市営住宅を明渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から明渡しの日までの間）, 近傍同種の住宅の家賃に相当する額を毎月その月分の家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者は、同項の期限が到来しても市営住宅を明渡さない場合は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行った日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。</p> <p>3 第18条第2項から第3項までの規定は第1項の家賃について、第21条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について準用する。この場合において、</p>

改正後	改正前
<p>同条中「敷金」とあるのは、「前項の金銭」と読み替えるものとする。 第35条及び第36条 略 (収入状況の報告の請求等)</p> <p>第37条 市長は、第16条第1項若しくは第4項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第21条（第32条第2項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃又は敷金の軽減又は支払の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による市営住宅への入居の措置に關し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する権限を当該職員を指定して行わせることができる。</p> <p>3 市長又は当該職員は、第1項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は密用してはならない。</p> <p>第38条及び第39条 略 (市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第40条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第16条第1項若しくは第4項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、当該入居者の家賃を軽減するものとする。 (市営住宅等の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第41条 市長は、法第44条第3項（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）の規定による市営住宅又は</p>	<p>同条中「敷金」とあるのは、「前項の金銭」と読み替えるものとする。 第35条及び第36条 略 (収入状況の報告の請求等)</p> <p>第37条 市長は、第16条第1項_____、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第21条（第32条第2項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃又は敷金の軽減又は支払の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による市営住宅への入居の措置に關し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する権限を当該職員を指定して行わせることができる。</p> <p>3 市長又は当該職員は、第1項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は密用してはならない。</p> <p>第38条及び第39条 略 (市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第40条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第16条第1項_____、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、当該入居者の家賃を軽減するものとする。 (市営住宅等の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第41条 市長は、法第44条第3項（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）の規定による市営住宅又は</p>

改正後	改正前
<p>改良住宅の用途の廃止による市営住宅又は改良住宅の除却に伴い、当該市営住宅又は改良住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅又は改良住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第16条第1項若しくは第4項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、当該入居者の家賃を軽減するものとする。 (住宅の検査)</p> <p>第42条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、当該明け渡そうとする日の10日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。</p> <p>2 入居者は、第29条第1項ただし書の規定により市営住宅を模様替し、若しくは増築し、地形を変更し、又は工作物を設置したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状に回復し、又は撤去しなければならない。</p> <p>第43条から第69条まで 略 <u>附 則 略</u> <u>附 則（令和2年条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> 別表（第3条関係） 略</p>	<p>改良住宅の用途の廃止による市営住宅又は改良住宅の除却に伴い、当該市営住宅又は改良住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅又は改良住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第16条第1項_____、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、当該入居者の家賃を軽減するものとする。 (住宅の検査)</p> <p>第42条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、当該明け渡そうとする日の10日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。</p> <p>2 入居者は、第29条第1項ただし書の規定により市営住宅を模様替し、若しくは増築し、地形を変更し、又は工作物を設置したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状に回復し、又は撤去しなければならない。</p> <p>第43条から第69条まで 略 <u>附 則 略</u> <u>附 則（第3条関係） 略</u></p>

議案第 32 号

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

コミュニティ住宅の入居者が備えるべき要件のうち、同居親族に係る要件及び連帯保証人が備えるべき要件のうち住所に係る要件を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 入居の要件について、「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。」を削除する。
- (2) 連帯保証人の要件について、「盛岡市、滝沢市、岩手郡平石町、紫波郡紫波町及び同郡矢巾町の区域内に住所を有すること。」を削除する。

3 施行期日

公布の日

盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市コミュニティ住宅条例 平成9年12月24日条例第39号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市コミュニティ住宅条例 目次及び第1条から第7条まで 略 (一般入居者の資格) 第8条 第6条第1項及び前条の場合において、コミュニティ住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 収入が20万円を超えること。 (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。 (4) 過去にコミュニティ住宅（市営住宅（盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）及び改良住宅（盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあっては、未納の家賃等当該コミュニティ住宅の使用に係る債務がないこと。 (5) 過去5年以内に第31条第1項各号のいずれかに該当することによりコミュニティ住宅を退去させられた者でないこと。 (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p>	<p>○盛岡市コミュニティ住宅条例 平成9年12月24日条例第39号 改正 略 盛岡市コミュニティ住宅条例 目次及び第1条から第7条まで 略 (一般入居者の資格) 第8条 第6条第1項及び前条の場合において、コミュニティ住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上の婚姻關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。 (2) 収入が20万円を超えること。 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。 (5) 過去にコミュニティ住宅（市営住宅（盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）及び改良住宅（盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあっては、未納の家賃等当該コミュニティ住宅の使用に係る債務がないこと。 (6) 過去5年以内に第31条第1項各号のいずれかに該当することによりコミュニティ住宅を退去させられた者でないこと。 (7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p>

改正後	改正前
<p>第9条から第12条まで 略 (連帯保証人)</p> <p>第13条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者で市長が適当と認めるものでなければならない。</p> <p>(1) 独立の生計を営んでいること。 (2) 入居者と同程度以上の収入を有すること。 (3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。</p> <p>2 入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該連帯保証人を変更しなければならない。</p> <p>(1) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。 (2) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。 (3) 所在が不明になったとき又は死亡したとき。 (入居の承継の承認)</p> <p>第14条 コミュニティ住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該コミュニティ住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、市長の定めるところにより、入居の承継について市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により引き続き当該コミュニティ住宅に居住を希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。 (同居の承認)</p> <p>第14条の2 コミュニティ住宅の入居者は、当該コミュニティ住宅の入居の</p>	<p>第9条から第12条まで 略 (連帯保証人)</p> <p>第13条 連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者で市長が適当と認めるものでなければならない。ただし、第1号の要件にあっては、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 盛岡市、滝沢市、岩手郡早石町、紫波郡紫波町及び同郡矢巾町の区域内に住所を有すること。</p> <p>(2) 独立の生計を営んでいること。 (3) 入居者と同程度以上の収入を有すること。 (4) 市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。</p> <p>2 入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該連帯保証人を変更しなければならない。</p> <p>(1) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。 (2) 保証能力を著しく減少させるような事態が発生したとき。 (3) 所在が不明になったとき又は死亡したとき。 (入居の承継の承認)</p> <p>第14条 コミュニティ住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該コミュニティ住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、市長の定めるところにより、入居の承継について市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により引き続き当該コミュニティ住宅に居住を希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。 (同居の承認)</p> <p>第14条の2 コミュニティ住宅の入居者は、当該コミュニティ住宅の入居の</p>

改正後	改正前
際に同居した者以外の者を同居させようとするときは、市長の定めるところにより、当該同居について市長の承認を得なければならない。	際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の定めるところにより、当該同居について市長の承認を得なければならない。
2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。	2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。
第15条から第42条まで 略 (意見聴取)	第15条から第42条まで 略 (意見聴取)
第42条の2 市長は、 <u>第8条第6号</u> 、第14条第2項、第14条の2第2項及び第31条第1項第6号に該当する事由の有無について、岩手県警察本部長の意見を聞くことができる。	第42条の2 市長は、 <u>第8条第7号</u> 、第14条第2項、第14条の2第2項及び第31条第1項第6号に該当する事由の有無について、岩手県警察本部長の意見を聞くことができる。
第43条から第50条まで 略 <u>附 則（令和2年条例第 号）</u> この条例は、公布の日から施行する。	第43条から第50条まで 略 <u>附 則</u>

議案第 33 号

盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の改正に伴い、国の基準と同様に、幼保連携型認定こども園に配置する教育及び保育に直接従事する職員の員数として参入する副園長及び教頭の資格要件に係る特例を適用する期間を5年延長しようとするものである。

2 改正の内容

幼保連携型認定こども園に配置する教育及び保育に直接従事する職員の員数として算入する副園長及び教頭の資格要件に係る特例（幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者としているところ、いずれか一方の要件を満たす者を算入することができるとする特例）を適用する期間を、5年間（令和2年3月31日まで）から10年間（令和7年3月31日まで）に改める。

3 施行期日

令和2年4月1日（改正法の施行日）

4 その他

教育及び保育に直接従事する職員の資格要件に係る特例については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正により、保育教諭等についても、同様に5年延長し、10年間（令和7年3月31日まで）に改められている。

盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第33号</p> <p>改正 略</p> <p>令和2年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第5条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第6条 幼保連携型認定こども園には、各学校ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(3歳未満の園児については、その保育、以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <p>(1) 4歳以上の園児 おおむね30人につき1人 (2) 3歳以上4歳未満の園児 おおむね20人につき1人 (3) 1歳以上3歳未満の園児 おおむね6人につき1人 (4) 1歳未満の園児 おおむね3人につき1人</p> <p>4 前項の園児の教育及び保育に直接従事する職員とは、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けた者に限る。), 教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。), 主幹保育教諭、</p>	<p>○盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第33号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 第1条から第5条まで 略 (職員の配置)</p> <p>第6条 幼保連携型認定こども園には、各学校ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(3歳未満の園児については、その保育、以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める基準により求めた数の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p> <p>(1) 4歳以上の園児 おおむね30人につき1人 (2) 3歳以上4歳未満の園児 おおむね20人につき1人 (3) 1歳以上3歳未満の園児 おおむね6人につき1人 (4) 1歳未満の園児 おおむね3人につき1人</p> <p>4 前項の園児の教育及び保育に直接従事する職員とは、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けた者に限る。), 教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。), 主幹保育教諭、</p>

改正後	改正前
<p>指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものをいう。</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、4歳以上の園児及び3歳以上4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数がこれらの園児の学級数を下る場合は、当該学級数に相当する数を当該職員の数とする。</p> <p>6 園長が専任でない場合は、第3項の規定にかかわらず、原則として同項の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に1人を加えるものとする。</p> <p>7 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第56号)第34条(後段を除く。第8条第3項において同じ。)の規定に基づき、調理業務の全部を第三者に委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>8 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) 副園長又は教頭 (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 (3) 事務職員</p> <p>第7条から第16条まで 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)</p> <p>2 施行日から起算して5年間は、第6条第3項から第6項までの規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第3条第1項</p> <p>指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事するものをいう。</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、4歳以上の園児及び3歳以上4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数がこれらの園児の学級数を下る場合は、当該学級数に相当する数を当該職員の数とする。</p> <p>6 園長が専任でない場合は、第3項の規定にかかわらず、原則として同項の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に1人を加えるものとする。</p> <p>7 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年条例第56号)第34条(後段を除く。第8条第3項において同じ。)の規定に基づき、調理業務の全部を第三者に委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>8 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) 副園長又は教頭 (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 (3) 事務職員</p> <p>第7条から第16条まで 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)</p> <p>2 施行日から起算して5年間は、第6条第3項から第6項までの規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第3条第1項</p>	

改正後			改正前		
の規定により一部改正法による改正後の法第17条第1項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員の配置については、なお従前の例によることができる。	の規定により一部改正法による改正後の法第17条第1項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員の配置については、なお従前の例によることができる。		の規定により一部改正法による改正後の法第17条第1項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員の配置については、なお従前の例によることができる。		
3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 (幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例)	3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 (幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例)		3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第7条から第9条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。 (幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例)		
4 施行日から起算して <u>10年間</u> は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第6条第4項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 (幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)	4 施行日から起算して <u>5年間</u> は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第6条第4項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 (幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)		4 施行日から起算して <u>5年間</u> は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第6条第4項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。 (幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)		
5 施行日の前において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）を設置している者が当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	5 施行日の前において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）を設置している者が当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		5 施行日の前において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）を設置している者が当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項及び第7項並びに第8条第6項の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第33条第7号ア、イ及びカの要件を備える	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える	第7条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第33条第7号ア、イ及びカの要件を備える	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える

改正後			改正前																										
第7条第7項	滴たず (1) 次に掲げる面積のうちいざれか大きい面積 ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積	(1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積	滴たず (1) 次に掲げる面積のうちいざれか大きい面積 ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積	(1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td><td>330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル</td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td>400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル</td></tr> </tbody> </table> イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td><td>330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル</td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td>400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル</td></tr> </tbody> </table> イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td><td>330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル</td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td>400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル</td></tr> </tbody> </table> イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td><td>330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル</td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td>400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル</td></tr> </tbody> </table> イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル	
学級数	面積																												
2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル																												
3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル																												
学級数	面積																												
2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル																												
3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル																												
学級数	面積																												
2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル																												
3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル																												
学級数	面積																												
2学級以下	330平方メートル+30×(学級数-1)平方メートル																												
3学級以上	400平方メートル+80×(学級数-3)平方メートル																												
第8条第6項	次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに2歳	乳児室又はほふく室の面積は、3.3平方メートルに2歳未満の園児数を乗じて得た面積以上とする。	次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに2歳	乳児室又はほふく室の面積は、3.3平方メートルに2歳未満の園児数を乗じて得た面積以上とする。																									

改正後			改正前										
	未満の園児数を乗じて得た面積 (2) 保育室又は遊戲室 1.98平方メートルに2歳以上の園児数を乗じて得た面積			未満の園児数を乗じて得た面積 (2) 保育室又は遊戲室 1.98平方メートルに2歳以上の園児数を乗じて得た面積									
6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園に係る第7条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。										
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句								
第7条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	第7条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例								
第7条第6項	(1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 <table border="1"><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>1学級</td><td>180平方メートル</td></tr></table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	(1) 3歳以上の園児数について、次条第6項の規定により算定した面積	第7条第6項	(1) 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 <table border="1"><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>1学級</td><td>180平方メートル</td></tr></table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	(1) 3歳以上の園児数について、次条第6項の規定により算定した面積
学級数	面積												
1学級	180平方メートル												
学級数	面積												
1学級	180平方メートル												

改正後			改正前														
	2学級以上 320平方メートル +100×(学級数 -2)平方メートル			2学級以上 320平方メートル +100×(学級数 -2)平方メートル													
7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園に係る第7条第7項の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園に係る第7条第7項の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。														
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 <table border="1"><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>2学級以下</td><td>330平方メートル +30×(学級数 -1)平方メートル</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>400平方メートル +80×(学級数 -3)平方メートル</td></tr></table> イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル +30×(学級数 -1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル +80×(学級数 -3)平方メートル	(1) 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積	第7条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積 <table border="1"><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>2学級以下</td><td>330平方メートル +30×(学級数 -1)平方メートル</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>400平方メートル +80×(学級数 -3)平方メートル</td></tr></table> イ 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積	2学級以下	330平方メートル +30×(学級数 -1)平方メートル	3学級以上	400平方メートル +80×(学級数 -3)平方メートル	(1) 3.3平方メートルに3歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積																
2学級以下	330平方メートル +30×(学級数 -1)平方メートル																
3学級以上	400平方メートル +80×(学級数 -3)平方メートル																
学級数	面積																
2学級以下	330平方メートル +30×(学級数 -1)平方メートル																
3学級以上	400平方メートル +80×(学級数 -3)平方メートル																

改正後	改正前
<p>て、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第7条第7項第1号ア又はイに掲げる面積のうちいずれか大きい面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。</p> <p>(1) 園児が安全に移動できる場所であること。 (2) 園児が安全に利用できる場所であること。 (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。 (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和2年条例第一号）</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>て、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第7条第7項第1号ア又はイに掲げる面積のうちいずれか大きい面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。</p> <p>(1) 園児が安全に移動できる場所であること。 (2) 園児が安全に利用できる場所であること。 (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。 (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

議案第 34 号

盛岡市旅館業法施行条例及び盛岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市旅館業法施行条例（平成19年条例第78号）及び盛岡市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第73号）は、旅館業の施設及び公衆浴場で使用する温水を一時的に蓄える「貯湯槽」の基準を「60℃以上の温度で管理する方法」と定めているが、厚生労働省が定めた「旅館業における衛生等管理要領」及び「公衆浴場における衛生等管理要領」の基準を参考に、市における合理的な管理方法として、従来の「60℃以上の温度で管理する方法」に「消毒等による管理方法」を加えようとするものである。

2 改正の内容

両条例ともに、現在規定されている貯湯槽の管理方法の基準である「60℃以上の温度で管理する方法」の原則に、それ以外の方法として「消毒等による管理方法」を加えるものである。

3 施行期日

公布の日

4 その他

(1) 岩手県の動向

旅館業法施行条例（昭和54年岩手県条例第43号）及び公衆浴場法施行条例（昭和35年岩手県条例第58号）について、当市と同様の改正を令和2年2月議会に提案予定である。

(2) 改正による影響

細菌感染症であるレジオネラ症は、温水を60℃以上の高温にする方法のほか、塩素系薬剤等による消毒及び紫外線による殺菌の方法によっても対策が可能であり、改正を行ったとしても衛生上の支障は生じないものである。また、新たな管理方法を加え、管理方法の選択肢を広げることにより、コストや維持管理の点からより良い方法を選択することができることになり、利用料金の低下や多種多様なサービスの導入等、利用者のサービスの向上が期待される。

(3) 全国の他の自治体の管理方法

全国の自治体の条例を調べたところ、貯湯槽の温水の管理方法が「60℃以上に保つこと」のみの基準となっているのは、大阪府（大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市）と岩手県（岩手県及び盛岡市）だけであった。

【規定例】

- ・大阪府、大阪市等：貯湯槽内の湯の温度を常に60℃以上に保つこと。
- ・岩手県及び盛岡市：60℃未満の温水を貯湯槽に滞留させないこと。

【第1条】盛岡市旅館業法施行条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市旅館業法施行条例 平成19年12月25日条例第78号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市旅館業法施行条例 第1条から第3条まで 略 (營業者の講すべき衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定による營業者の講すべき衛生措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 換気 ア 換気のための窓その他の開口部は、必要に応じ開放すること。 イ 機械換気装置による場合は、当該装置を十分に運転させること。</p> <p>(2) 採光 窓その他の開口部から採光を十分にすること。</p> <p>(3) 照明 十分な照度を保つこと。</p> <p>(4) 防湿 排水設備は、常に汚水の排水に支障のないようにすること。</p> <p>(5) 清潔 旅館業の施設及びその周辺は、常に清潔にしておき、防そ及び防虫に努めるほか、次の基準によること。</p> <p>ア 浴室 (ア) 清浄な湯及び水を十分に供給すること。 (イ) 浴槽に直接に注入する湯水の原料である冷水、浴槽に直接に注入し、又は給湯栓若しくは給水栓（シャワーその他これに類するものを含む。）から供給する湯水又は冷水及び浴槽内の湯水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。 (ウ) 連日使用型循環浴槽（浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び入れ替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。）の湯水は、浴槽から1週間に</p>	<p>○盛岡市旅館業法施行条例 平成19年12月25日条例第78号 改正 略</p> <p>盛岡市旅館業法施行条例 第1条から第3条まで 略 (營業者の講すべき衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定による營業者の講すべき衛生措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 換気 ア 換気のための窓その他の開口部は、必要に応じ開放すること。 イ 機械換気装置による場合は、当該装置を十分に運転させること。</p> <p>(2) 採光 窓その他の開口部から採光を十分にすること。</p> <p>(3) 照明 十分な照度を保つこと。</p> <p>(4) 防湿 排水設備は、常に汚水の排水に支障のないようにすること。</p> <p>(5) 清潔 旅館業の施設及びその周辺は、常に清潔にしておき、防そ及び防虫に努めるほか、次の基準によること。</p> <p>ア 浴室 (ア) 清浄な湯及び水を十分に供給すること。 (イ) 浴槽に直接に注入する湯水の原料である冷水、浴槽に直接に注入し、又は給湯栓若しくは給水栓（シャワーその他これに類するものを含む。）から供給する湯水又は冷水及び浴槽内の湯水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。 (ウ) 連日使用型循環浴槽（浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び入れ替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。）の湯水は、浴槽から1週間に</p>

改正後	改正前
<p>1回以上完全に排出し、<u>入れ替え</u>を行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。</p> <p>(エ) 浴槽（連日使用型循環浴槽を除く。）の湯水は、1日に1回以上換えること。この場合においては、浴室を十分に清掃すること。</p> <p>(オ) 肉眼では見えない微小な水粒を発生させる気泡発生装置、ジェット噴射装置、シャワー、打たせ湯等の設備には、連日使用型循環浴槽の湯水を使用しないこと。</p> <p>(カ) 気泡発生装置及びジェット噴射装置の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。</p> <p>(キ) 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その他これに類するものを除去する装置を設置すること。</p> <p>(ク) 循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。</p> <p>(ケ) 浴槽に直接に注入する湯水（摂氏60度以上の湯水及び循環ろ過方式により過濾される湯水を除く。）を貯湯槽に滞留させないようにすること。ただし、これにより難い場合は、消毒等の方法により貯湯槽の湯水を規則で定める基準に適合させようすること。</p> <p>(コ) 露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること。</p> <p>イ 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。</p> <p>ウ 便所の手洗設置には、清浄な水を十分に供給すること。</p> <p>エ 寝具類は、常に清潔にし、敷布、枕カバー、布団カバー及び寝衣は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。</p> <p>(6) その他の基準</p> <p>ア 客室の定員</p> <p>(ア) 旅館・ホテル営業及び下宿営業 1客室の床面積3平方メートルについて1人</p> <p>(イ) 簡易宿所営業 1客室の床面積3平方メートル（階層式寝台を</p>	<p>1回以上完全に排出し、<u>入れ替え</u>を行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。</p> <p>(エ) 浴槽（連日使用型循環浴槽を除く。）の湯水は、1日に1回以上換えること。この場合においては、浴室を十分に清掃すること。</p> <p>(オ) 肉眼では見えない微小な水粒を発生させる気泡発生装置、ジェット噴射装置、シャワー、打たせ湯等の設備には、連日使用型循環浴槽の湯水を使用しないこと。</p> <p>(カ) 気泡発生装置及びジェット噴射装置の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。</p> <p>(キ) 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その他これに類するものを除去する装置を設置すること。</p> <p>(ク) 循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。</p> <p>(ケ) 浴槽に直接に注入する湯水（摂氏60度以上の湯水及び循環ろ過方式により過濾される湯水を除く。）を貯湯槽に滞留させないようにすること。</p> <p>(コ) 露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること。</p> <p>イ 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。</p> <p>ウ 便所の手洗設置には、清浄な水を十分に供給すること。</p> <p>エ 寝具類は、常に清潔にし、敷布、枕カバー、布団カバー及び寝衣は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。</p> <p>(6) その他の基準</p> <p>ア 客室の定員</p> <p>(ア) 旅館・ホテル営業及び下宿営業 1客室の床面積3平方メートルについて1人</p> <p>(イ) 簡易宿所営業 1客室の床面積3平方メートル（階層式寝台を</p>

改正後	改正前
<p>有する客室にあっては、1.5平方メートル）について1人 イ ガス、石油等を燃料とする暖房設備を宿泊者に使用させる場合には、 宿泊者の見やすい場所に、その使用方法その他の衛生上必要な事項についての注意書を掲示すること。</p>	<p>有する客室にあっては、1.5平方メートル）について1人 イ ガス、石油等を燃料とする暖房設備を宿泊者に使用させる場合には、 宿泊者の見やすい場所に、その使用方法その他の衛生上必要な事項についての注意書を掲示すること。</p>
第5条から第7条まで 略	第5条から第7条まで 略
附 則 略	附 則 略
<u>附 則（令和2年条例第 号）</u>	
この条例は、公布の日から施行する。	

【第2条】盛岡市公衆浴場法施行条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市公衆浴場法施行条例 平成24年12月25日条例第73号 <u>改正 令和2年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市公衆浴場法施行条例</p>	<p>○盛岡市公衆浴場法施行条例 平成24年12月25日条例第73号</p>
第1条から第3条まで 略 (措置の基準)	第1条から第3条まで 略 (措置の基準)
第4条 法第3条第2項に規定する入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 脱衣室及び浴室には、換気及び採光のための窓又はこれに代わるべき設備を設けること。 (2) 脱衣室及び浴室の照明は、床面において常に150ルクス以上の照度とすること。 (3) 浴槽内には、温度計を備え付け、浴槽は、適温を保つようにし、かつ、温度の調節に必要な設備を設けること。 (4) 脱衣室は、入浴者が脱衣及び着衣に支障のない程度に保通すること。 (5) 脱衣室の面積は、入浴者数に応じた適当な広さとすること。 (6) 脱衣室には、衣類その他の携帯品等を保管し得る戸棚又は容器を設け、常に清潔にしておくこと。 (7) 脱衣室と浴室との境界は、見通しができるような材料を用いること。 (8) 入浴者用便所は、男女脱衣室から出入りできる場所にそれぞれ1個以上設け、常に清潔に保つこと。 (9) 洗い場の側壁の高さ1メートルまでの部分、床及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。 (10) 洗い場には、傾斜を施し、汚水溝を設け、当該汚水溝は、蓋をして清潔にし、浴用に供した湯水が屋外の下水溝に自然に流れ出るようにすること。	第4条 法第3条第2項に規定する入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 脱衣室及び浴室には、換気及び採光のための窓又はこれに代わるべき設備を設けること。 (2) 脱衣室及び浴室の照明は、床面において常に150ルクス以上の照度とすること。 (3) 浴槽内には、温度計を備え付け、浴槽は、適温を保つようにし、かつ、温度の調節に必要な設備を設けること。 (4) 脱衣室は、入浴者が脱衣及び着衣に支障のない程度に保通すること。 (5) 脱衣室の面積は、入浴者数に応じた適当な広さとすること。 (6) 脱衣室には、衣類その他の携帯品等を保管し得る戸棚又は容器を設け、常に清潔にしておくこと。 (7) 脱衣室と浴室との境界は、見通しができるような材料を用いること。 (8) 入浴者用便所は、男女脱衣室から出入りできる場所にそれぞれ1個以上設け、常に清潔に保つこと。 (9) 洗い場の側壁の高さ1メートルまでの部分、床及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。 (10) 洗い場には、傾斜を施し、汚水溝を設け、当該汚水溝は、蓋をして清潔にし、浴用に供した湯水が屋外の下水溝に自然に流れ出るようにすること。

改正後	改正前
<p>(11) 洗い場の床面積は、浴槽の面積の3倍以上とすること。</p> <p>(12) 給湯栓及び給水栓は、入浴者数に応じた適当な数を、0.7メートル以上の間隔で設けること。</p> <p>(13) 洗い場には、相当数の洗いおけ及び1人掛け用の洗い腰掛けを備え付け、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(14) 男女用ともぞれぞれ、浴槽の面積は1.6平方メートル以上とし、浴槽の縁の高さはおおむね0.05メートル以上とすること。</p> <p>(15) 浴槽の湯水は、入浴に十分な量とし、かつ、汚濁しないようにすること。</p> <p>(16) 浴槽に直接に注入する退水の原料である冷水、浴槽に直接に注入し、又は給湯栓若しくは給水栓（シャワーその他これに類するものを含む。）から供給する退水又は冷水及び浴槽内の湯水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(17) 連日使用型循環浴槽（浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び入替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。）の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、<u>入替え</u>を行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。</p> <p>(18) 浴槽（連日使用型循環浴槽を除く。）の湯水は、1日に1回以上換えること。この場合においては、浴室を十分に清掃すること。</p> <p>(19) 肉眼では見えない微小な水粒を発生させる気泡発生装置、ジェット噴射装置、シャワー、打たせ湯等の設備には、連日使用型循環浴槽の湯水を使用しないこと。</p> <p>(20) 気泡発生装置及びジェット噴射装置の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。</p> <p>(21) 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その他これに類するものを除去する装置を設置すること。</p> <p>(22) 循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。</p> <p>(23) 浴槽に直接に注入する退水（摂氏60度以上の温水及び循環ろ過方式</p> <p>(11) 洗い場の床面積は、浴槽の面積の3倍以上とすること。</p> <p>(12) 給湯栓及び給水栓は、入浴者数に応じた適当な数を、0.7メートル以上の間隔で設けること。</p> <p>(13) 洗い場には、相当数の洗いおけ及び1人掛け用の洗い腰掛けを備え付け、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(14) 男女用ともぞれぞれ、浴槽の面積は1.6平方メートル以上とし、浴槽の縁の高さはおおむね0.05メートル以上とすること。</p> <p>(15) 浴槽の湯水は、入浴に十分な量とし、かつ、汚濁しないようにすること。</p> <p>(16) 浴槽に直接に注入する退水の原料である冷水、浴槽に直接に注入し、又は給湯栓若しくは給水栓（シャワーその他これに類するものを含む。）から供給する退水又は冷水及び浴槽内の湯水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(17) 連日使用型循環浴槽（浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び<u>入れ替え</u>をせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。）の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、<u>入れ替え</u>を行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。</p> <p>(18) 浴槽（連日使用型循環浴槽を除く。）の湯水は、1日に1回以上換えること。この場合においては、浴室を十分に清掃すること。</p> <p>(19) 肉眼では見えない微小な水粒を発生させる気泡発生装置、ジェット噴射装置、シャワー、打たせ湯等の設備には、連日使用型循環浴槽の湯水を使用しないこと。</p> <p>(20) 気泡発生装置及びジェット噴射装置の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。</p> <p>(21) 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その他これに類するものを除去する装置を設置すること。</p> <p>(22) 循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。</p> <p>(23) 浴槽に直接に注入する退水（摂氏60度以上の温水及び循環ろ過方式</p>	

改正後	改正前
<p>により還流される退水を除く。）を貯湯槽に滞留させないようにすること。ただし、これにより難い場合は、消音等の方法により貯湯槽の退水を規則で定める基準に適合させること。</p> <p>(24) 露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること。</p> <p>(25) 脱衣室及び浴室は、外部から見通しのできないようにすること。</p> <p>(26) 脱衣室及び浴室は、男子用及び女子用に区分して設け、かつ、12歳未満の者を除き、男女各別に利用させるようにし、その境界には、見通しのできない障壁を設けること。</p> <p>2 衛生上及び風紀上支障がない場合において市長の承認を得たときは、前項に規定する基準にかかわらず、一般公衆浴場で前条第2項第1号に該当するものにあっては前項第11号、第12号、第14号及び第18号に、他の公衆浴場にあっては同項第2号、第7号、第8号、第11号から第14号まで、第18号及び第26号に規定する基準の全部又は一部を適用しない。</p> <p>第5条から第7条まで 略 附 則 略 附 則（令和2年条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>により還流される退水を除く。）を貯湯槽に滞留させないようにすること。</p> <p>(24) 露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること。</p> <p>(25) 脱衣室及び浴室は、外部から見通しのできないようにすること。</p> <p>(26) 脱衣室及び浴室は、男子用及び女子用に区分して設け、かつ、12歳未満の者を除き、男女各別に利用させるようにし、その境界には、見通しのできない障壁を設けること。</p> <p>2 衛生上及び風紀上支障がない場合において市長の承認を得たときは、前項に規定する基準にかかわらず、一般公衆浴場で前条第2項第1号に該当するものにあっては前項第11号、第12号、第14号及び第18号に、他の公衆浴場にあっては同項第2号、第7号、第8号、第11号から第14号まで、第18号及び第26号に規定する基準の全部又は一部を適用しない。</p> <p>第5条から第7条まで 略 附 則 略</p>

議案第 35 号

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第 233号）の改正に伴い、盛岡市食品衛生法施行条例（平成19年条例第81号）に規定する公衆衛生上講すべき措置の基準を廃止しようとするものである。なお、同法の改正は、食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、国際標準に整合した食品衛生管理の実施を全国の食品等事業者に求め、かつ、自治体による運用を標準化することを目的に平成30年6月に公布され、これまで自治体の条例に委ねられていた食品の製造、加工、調理等を行う施設の公衆衛生上必要な措置の基準を、厚生労働省令で規定する基準に切り替えることとするものである。

2 改正の内容

食品衛生法の施行のための手続きを残し、営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講すべき措置の基準の関連規定を削る。

3 施行期日

令和2年6月1日（改正法の施行日）

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前														
○盛岡市食品衛生法施行条例 平成19年12月25日条例第81号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市食品衛生法施行条例 第1条及び第2条 略	○盛岡市食品衛生法施行条例 平成19年12月25日条例第81号 改正 略 盛岡市食品衛生法施行条例 第1条及び第2条 略 <u>(公衆衛生上講ずべき措置の基準)</u> 第3条 法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表のとおりとする。 <u>(營業許可証の交付等)</u> 第3条 市長は、法第52条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、營業許可証を交付しなければならない。 2 前項の營業許可証の交付を受けた者は、法第51条の施設内の見やすい場所に、当該營業許可証を掲示しておかなければならない。 <u>(營業の廃止等の届出)</u> 第4条 法第52条第1項の許可を受けた者（以下「許可營業者」という。）は、營業を廃止し、30日以上休止し、又は休止した營業を再開したときは、当該營業の廃止、休止又は再開の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 <u>(死亡等の届出)</u> 第5条 許可營業者が死亡し、又は失踪（そう）の宣告を受けたとき（法人にあっては、解散したとき）は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の届出義務者（法人にあっては、清算人）は、当該許可營業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた日（法人にあっては、解散の日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、法第53条第1項の規定により、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が許可														
<u>營業者の地位を承継する場合は、この限りでない。</u> <u>（委任）</u>	營業者の地位を承継する場合は、この限りでない。 <u>（委任）</u>														
第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略 <u>附 則（令和2年条例第 号）</u> <u>この条例は、令和2年6月1日から施行する。</u>	第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略														
	<u>別表（第3条関係）</u>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公衆衛生上講ずべき措置</th> <th style="text-align: center;">措置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の管理</td> <td>施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。</td> </tr> <tr> <td>食品取扱設備の管理</td> <td>機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。</td> </tr> <tr> <td>給水及び汚物処理</td> <td>1 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廉棄物の処理は、適正に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>食品等の取扱い</td> <td>腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製品及び製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。</td> </tr> <tr> <td>従事者による衛生管理</td> <td>1 营業者は、従事者の健康状態の把握に留意し、健康診断を受けさせるように努めること。 2 従事者は、施設内においては、清潔な作業衣、履物等を着用し、不要の物を身に着けないこと。</td> </tr> <tr> <td>衛生検査</td> <td>營業者は、製造し、又は加工した製品について定期的に衛生検査を行い、その記録を</td> </tr> </tbody> </table>	公衆衛生上講ずべき措置	措置の基準	施設の管理	施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。	食品取扱設備の管理	機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。	給水及び汚物処理	1 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廉棄物の処理は、適正に行うこと。	食品等の取扱い	腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製品及び製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。	従事者による衛生管理	1 营業者は、従事者の健康状態の把握に留意し、健康診断を受けさせるように努めること。 2 従事者は、施設内においては、清潔な作業衣、履物等を着用し、不要の物を身に着けないこと。	衛生検査	營業者は、製造し、又は加工した製品について定期的に衛生検査を行い、その記録を
公衆衛生上講ずべき措置	措置の基準														
施設の管理	施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。														
食品取扱設備の管理	機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。														
給水及び汚物処理	1 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廉棄物の処理は、適正に行うこと。														
食品等の取扱い	腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製品及び製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。														
従事者による衛生管理	1 营業者は、従事者の健康状態の把握に留意し、健康診断を受けさせるように努めること。 2 従事者は、施設内においては、清潔な作業衣、履物等を着用し、不要の物を身に着けないこと。														
衛生検査	營業者は、製造し、又は加工した製品について定期的に衛生検査を行い、その記録を														

改正後	改正前
	<p>保存すること。</p> <p><u>衛生上の管理運営の周知</u> 営業者は、この条例に定める基準に基づき、營業の形態に応じて施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営に関する事項を定め、従事者に周知徹底すること。</p>
	<p><u>衛生上の管理運営に関する責任者の設置</u> 営業者（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならぬ営業者を除く。）は、施設又はその部門ごとに、当該従事者のうちから施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営に関する責任者を定めておくこと。</p>
	<p><u>回収又は廃棄及び公表</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営業者は、法第3条第1項に規定する販売食品等（以下「販売食品等」という。）に起因する食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該販売食品等を迅速かつ適切に回収し、又は廃棄できるよう、回収及び廃棄に係る体制を整備し、並びに具体的な回収及び廃棄の方法の手順を定めること。 2 営業者は、販売食品等の回収又は廃棄を行う場合は、消費者への注意喚起のため、当該販売食品等の回収又は廃棄に関する情報を公表するよう努めること。 <p><u>その他公衆衛生上講ずべき措置</u> 市長が別に定める。</p>

議案第 36 号

盛岡市動物愛護管理担当職員設置条例について

1 制定の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号。以下「法」という。）に定められた動物愛護管理担当職員について、これまで任意で置くものとされていたものが、動物の不適切な取扱いへの対応の強化等を目的とした令和元年6月の法の議員立法による改正により、都道府県、指定都市、中核市等は、条例の定めるところにより必ず置くことに改正され、これに対応するため、盛岡市動物愛護管理担当職員設置条例を新たに制定しようとするものである。

2 条例の内容

法第37条の3第1項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、盛岡市に動物愛護管理担当職員を置くことを定めるものである。

3 施行期日

令和2年6月1日（改正法の施行日）

4 その他

動物愛護管理担当職員とは、動物愛護管理員等の職名を有し、その地方公共団体の職員であつて、獣医師等の動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものを充てることとされている。市では、獣医師の免許を有する職員を動物愛護管理担当職員とすることを見込んでいる。

また、動物愛護管理担当職員は、動物の愛護及び管理に関する事務を行うが、その事務は、これまでも生活衛生課の獣医師が実施しており、具体には、動物取扱業の監督、犬及び猫の引取り、譲渡し、広報その他の啓発活動などが挙げられる。

議案第 37 号

盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

・浄化槽については、近年の社会的な要請から処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、維持管理についても新たな知識や実務上の技術の習得が必要となってきている現状から、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めようとするものである。

2 改正の内容

市の登録を受けた浄化槽保守点検業者は、3年の登録有効期間内に1回以上、専任の浄化槽管理士に規則で定める研修を受けさせることを追加する。

ただし、令和3年4月1日以後に登録有効期間が満了する浄化槽保守点検業者について適用する。

3 施行期日

令和2年4月1日（改正法の施行日）

盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 平成19年12月25日条例第86号</p> <p>改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 第1条及び第2条 略 (登録)</p> <p>第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、3年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。</p> <p>5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 (登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 営業所の名称及び所在地 (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名</p>	<p>○盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 平成19年12月25日条例第86号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 第1条及び第2条 略 (登録)</p> <p>第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の登録の有効期間は、3年とする。</p> <p>3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。</p> <p>4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。</p> <p>5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 (登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 営業所の名称及び所在地 (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名</p>

改正後	改正前
<p>(4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号</p> <p>2 前項の申請書には、申請者が第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>第5条 略 (登録の拒否)</p> <p>第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 法若しくは法に基づく処分又は法第48条第1項の規定に基づく条例若しくは当該条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(2) 第14条第1項の規定に基づき登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定に基づき登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から起算して2年を経過しないもの</p> <p>(4) 第14条第1項の規定に基づき事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 第10条第1項又は第3項に規定する要件を欠く者</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、</p>	<p>(4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号</p> <p>2 前項の申請書には、申請者が第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>第5条 略 (登録の拒否)</p> <p>第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 法若しくは法に基づく処分又は法第48条第1項の規定に基づく条例若しくは当該条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(2) 第14条第1項の規定に基づき登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定に基づき登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から起算して2年を経過しないもの</p> <p>(4) 第14条第1項の規定に基づき事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(7) 第10条第1項又は第3項に規定する要件を欠く者</p> <p>2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、</p>

改正後	改正前
直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。	直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。
第7条から第9条まで 略 (営業所の設置等)	第7条から第9条まで 略 (営業所の設置等)
第10条 净化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならぬ。	第10条 净化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならぬ。
2 净化槽保守点検業者は、第3条第2項の有効期間内に1回以上、前項の浄化槽管理士に規則で定める研修を受けさせなければならない。	2 净化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。
3 净化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。	3 净化槽保守点検業者は、前2項の規定のいずれかに抵触する場合が生じたときは、2週間以内にこれらの規定に適合させるために必要な措置を講じなければならない。
4 净化槽保守点検業者は、第1項又は前項の規定のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	4 净化槽保守点検業者は、第1項又は前項の規定のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
(1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。 (2) 第6条第1項第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。 (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第10条第4項の規定に違反して措置を講じなかったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又は法第48条第1項の規定に基づく条例若しくは当該条例に基づく処分に違反したとき。	(1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。 (2) 第6条第1項第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。 (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第10条第3項の規定に違反して措置を講じなかったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又は法第48条第1項の規定に基づく条例若しくは当該条例に基づく処分に違反したとき。
2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。	2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
3 市長は、第1項の規定により処分をしたときは、その理由を示して、面接	3 市長は、第1項の規定により処分をしたときは、その理由を示して、面接

改正後	改正前
ちにその旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。	ちにその旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。
第15条から第18条 略	第15条から第18条 略
第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。	第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
(1) 第10条第4項の規定に違反して措置を講じなかった者 (2) 第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者 (3) 第13条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者 (4) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	(1) 第10条第3項の規定に違反して措置を講じなかった者 (2) 第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者 (3) 第13条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者 (4) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
第20条 略 附 則 略 附 則 (令和2年条例第1号)	第20条 略 附 則 略
1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。	
2 改正後の盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条第2項の規定は、令和3年4月1日以後に同条例第3条第2項の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者について適用し、同日前に当該有効期間が満了する浄化槽保守点検業者については、なお従前の例による。	

議案第 38 号

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

民法（明治29年法律第89号）の改正により法定利率が改められることに合わせ、遅延損害金の額の計算に係る割合を改めようとするものである。

2 改正の内容

遅延損害金の額の計算に係る割合を年5パーセントから年3パーセントに改める。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 その他

法定利率が市中の金利の変動に合わせて3年ごとに見直されることから、遅延損害金の額の計算に係る割合についても3年ごとに見直すものである。

盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市水道事業給水条例 目次及び第1条から第33条の2まで 略 (遅延損害金) 第33条の3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の規定による料金の督促を受けた者は、督促状の指定期限までに料金を完納しない場合においては、当該料金の額にその納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年<u>3パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。ただし、遅延損害金の額に1円未満の端数があるとき又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。 2 管理者は、遅延損害金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めたときは、前項の遅延損害金を減免することができる。 第34条から第44条まで 略 附 則 略 附 則 (令和2年条例第 号) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市水道事業給水条例第33条の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する料金に係る遅延損害金について適用し、同日前に納期限の到来した料金に係る遅延損害金については、なお従前の例による。</p>	<p>○盛岡市水道事業給水条例 昭和35年3月30日条例第14号 改正 略 盛岡市水道事業給水条例 目次及び第1条から第33条の2まで 略 (遅延損害金) 第33条の3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の規定による料金の督促を受けた者は、督促状の指定期限までに料金を完納しない場合においては、当該料金の額にその納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年<u>5パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。ただし、遅延損害金の額に1円未満の端数があるとき又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。 2 管理者は、遅延損害金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めたときは、前項の遅延損害金を減免することができる。 第34条から第44条まで 略 附 則 略</p>

議案第 39 号

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市立病院の診療科目の名称を変更しようとするものである。

2 改正の内容

市立病院神経内科において、脳卒中や認知症、てんかん等の脳・神経の疾患を治療する診療科であること及び「脳神経外科」の内科側の診療科であるとの位置付けを明確にし、診療内容をより分かりやすくするため、診療科目のうち「神経内科」を「脳神経内科」に変更する。

3 施行期日

令和2年4月1日

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第44号 改正 略 <u>令和2年 月 日条例第 号</u> 盛岡市病院事業の設置等に関する条例 第1条及び第2条 略 (経営の基本) 第3条 病院事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 病院の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th><th style="width: 50%;">位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市立病院</td><td>盛岡市本宮五丁目15番1号</td></tr> </table> <p>3 診療科目は、内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、腎臓内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、神経精神科及び歯科とする。 4 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 180床 (2) 精神病床 80床 第4条から第7条まで 略 附 則 略 <u>附 則(令和2年条例第 号)</u> <u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	名称	位置	盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号	<p>○盛岡市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第44号 改正 略 盛岡市病院事業の設置等に関する条例 第1条及び第2条 略 (経営の基本) 第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 病院の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th><th style="width: 50%;">位置</th></tr> <tr> <td>盛岡市立病院</td><td>盛岡市本宮五丁目15番1号</td></tr> </table> <p>3 診療科目は、内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・代謝内科、腎臓内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、神経精神科及び歯科とする。 4 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 180床 (2) 精神病床 80床 第4条から第7条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号
名称	位置								
盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号								
名称	位置								
盛岡市立病院	盛岡市本宮五丁目15番1号								